

2006（平成18）年4月26日

九州大学大学院法務学府実務法学専攻

トライアル評価

評価報告書

財団法人日弁連法務研究財団

目 次

| | | |
|---------|----------------------------------|----|
| 第1 | 本トライアル評価について | 1 |
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 本トライアル評価の実施経過について | 1 |
| 第2 | 評価基準項目別の評価 | 5 |
| 1-1-1 | 基本方針の設定と周知徹底 | 5 |
| 1 | 法曹養成に関する司法制度改革審議会意見書（2001年6月12日） | 5 |
| 2 | 当該法科大学院の基本方針 | 5 |
| 3 | 基本方針の適切性（基本方針の法科大学院制度への適合） | 8 |
| 4 | 基本方針について正式決定の履践 | 8 |
| 5 | 基本方針の関係者への周知徹底の方策 | 9 |
| 6 | 基本方針の実践 | 11 |
| 7 | 当該法科大学院の自己点検・評価 | 14 |
| 8 | 結論（評定） | 15 |
| 1-2-1/2 | 自己改革への取り組み（1）／（2） | 17 |
| 1 | 当該法科大学院の現状 | 17 |
| 2 | 当財団の評価 | 19 |
| 3 | 多段階評価・合否判定 | 20 |
| 4 | 改善提案・助言・参考意見その他コメント | 20 |
| 1-3-1 | 情報公開 | 21 |
| 1 | 当該法科大学院の現状 | 21 |
| 2 | 当財団の評価 | 22 |
| 3 | 多段階評価・合否判定 | 22 |
| 4 | 改善提案・助言・参考意見その他コメント | 22 |
| 1-4-1 | 管理運営（1） | 23 |
| 1 | 当該法科大学院の現状 | 23 |
| 2 | 当財団の評価 | 24 |
| 3 | 多段階評価・合否判定 | 25 |
| 4 | 改善提案・助言・参考意見その他コメント | 25 |

| | | |
|-------|--------------------------|----|
| 1-4-2 | 管理運営（2） | 26 |
| 1 | 当該法科大学院の現状 | 26 |
| 2 | 当財団の評価 | 28 |
| 3 | 多段階評価・合否判定 | 28 |
| 4 | 改善提案・助言・参考意見その他コメント | 29 |
| 1-5-1 | 特徴の追求 | 30 |
| 1 | 当該法科大学院の現状 | 30 |
| 2 | 当財団の評価 | 33 |
| 3 | 多段階評価・合否判定 | 35 |
| 4 | 改善提案・助言・参考意見その他コメント | 35 |
| 4-1-1 | 教育内容・教育方法の改善への組織的取り組み（1） | 36 |
| 1 | 当該法科大学院の現状 | 36 |
| 2 | 当財団の評価 | 40 |
| 3 | 多段階評価・合否判定 | 43 |
| 4 | 改善提案・助言・参考意見その他コメント | 43 |
| 4-1-2 | 教育内容・教育方法の改善への組織的取り組み（2） | 44 |
| 1 | 当該法科大学院の現状 | 44 |
| 2 | 当財団の評価 | 45 |
| 3 | 多段階評価・合否判定 | 45 |
| 4 | 改善提案・助言・参考意見その他のコメント | 46 |
| 6-1-1 | 授業（1） | 48 |
| 1 | 当該法科大学院の現状 | 48 |
| 2 | 当財団の評価 | 49 |
| 3 | 多段階評価・合否判定 | 50 |
| 4 | 改善提案・助言・参考意見その他のコメント | 51 |
| 6-1-2 | 授業（2） | 52 |
| 1 | 当該法科大学院の現状 | 52 |
| 2 | 当財団の評価 | 55 |
| 3 | 多段階評価・合否判定 | 56 |
| 4 | 改善提案・助言・参考意見その他コメント | 57 |

| | | |
|-------|---------------------|----|
| 6-1-3 | 授業（3） | 59 |
| 1 | 当該法科大学院の現状 | 59 |
| 2 | 当財団の評価 | 63 |
| 3 | 多段階評価・合否判定 | 65 |
| 4 | 改善提案・助言・参考意見その他コメント | 66 |
| 6-1-4 | 授業（4） | 67 |
| 1 | 当該法科大学院の現状 | 67 |
| 2 | 当財団の評価 | 69 |
| 3 | 多段階評価・合否判定 | 71 |
| 4 | 改善提案・助言・参考意見その他コメント | 71 |
| 6-1-5 | 授業（5） | 73 |
| 1 | 当該法科大学院の現状 | 73 |
| 2 | 当財団の評価 | 74 |
| 3 | 多段階評価・合否判定 | 74 |
| 4 | 改善提案・助言・参考意見その他コメント | 75 |
| 7-1-1 | 法曹として必要な資質・能力の養成 | 76 |
| 1 | 当該法科大学院の現状 | 76 |
| 2 | 当財団の評価 | 81 |
| 3 | 多段階評価・合否判定 | 83 |
| 4 | 改善提案・助言・参考意見その他コメント | 83 |
| 9-1-1 | 成績評価（1） | 85 |
| 1 | 当該法科大学院の現状 | 85 |
| 2 | 当財団の評価 | 86 |
| 3 | 多段階評価・合否判定 | 88 |
| 4 | 改善提案・助言・参考意見その他コメント | 88 |
| 9-1-2 | 成績評価（2） | 89 |
| 1 | 当該法科大学院の現状 | 89 |
| 2 | 当財団の評価 | 89 |
| 3 | 多段階評価・合否判定 | 90 |
| 4 | 改善提案・助言・参考意見その他コメント | 90 |

| | | |
|-------|---------------------|----|
| 9-1-3 | 成績評価（3） | 91 |
| 1 | 当該法科大学院の現状 | 91 |
| 2 | 当財団の評価 | 92 |
| 3 | 多段階評価・合否判定 | 92 |
| 4 | 改善提案・助言・参考意見その他コメント | 93 |
| 9-2-1 | 修了認定（1） | 94 |
| 1 | 当該法科大学院の現状 | 94 |
| 2 | 当財団の評価 | 94 |
| 3 | 多段階評価・合否判定 | 95 |
| 4 | 改善提案・助言・参考意見その他コメント | 95 |
| 第3 | 分野別の評価 | 96 |

第1 本トライアル評価について

1 はじめに

本評価報告書は、日弁連法務研究財団（以下、「当財団」という）が、九州大学法科大学院（以下、「当該法科大学院」という）について、2005年後期（12月5、6日に現地調査）に実施したトライアル評価の報告書である。

まず、貴法科大学院が、トライアル評価の実施について全面的に協力をしてください、十分な資料の収集や充実した現地調査の実施などが可能となったことについて、深甚なる敬意と感謝の念を表明しておきたい。また、現地調査に当たって、多忙な中、調査に全面的にご協力いただき、深謝したい。本トライアル評価にご協力いただいたことにより当財団の評価の手法と評価基準がさらに改善され、正式の法科大学院第三者評価がさらに充実し、机上のプランから現実に即したものに改良した上で、本番の評価を実施できることになる。そのことが、日本の法科大学院教育に対して現実に根ざした改良を重ねる契機を提供することとなり、法科大学院教育が一層充実したものとなることが期待される。

このトライアル評価が、貴法科大学院の一層の改善努力のための有用な資料として活用され、貴法科大学院が理想とする法曹教育の確立のために役立つ結果となることを、心から希望するものである。

2 本トライアル評価の実施経過について

(1) 評価実施分野

本トライアル評価においては、当財団法科大学院評価基準（以下、「評価基準」と略記）に規定する9つの分野のうち、以下の5分野に関して評価を行った。まず、合計18の評価基準について個別評価を行った上で、5つの分野別に多段階評価を行った。

(評価実施分野)

第1分野 法科大学院の運営と自己改革

第4分野 教育内容・教育方法の改善への組織的取り組み

第6分野 授業

第7分野 法曹として必要な資質・能力の養成

第9分野 成績評価・修了認定

(2) 評価チーム

評価委員会が任命した以下の評価員からなる評価チームが、貴法科大学院より提出された自己点検・評価報告書およびその他の提出資料並びに当財団が実施した学生および教員アンケートの結果を検討するとともに、現地調査を実施して、その際の授業見学および意見交換等の結果もふまえて評価チーム報告書を作成した。

(評価チーム所属評価員)

柏木 昇 (中央大学) (主査)
中西 一裕 (東京弁護士会) (副査)
梅田 豊 (島根大学)
小野寺規夫 (第一東京弁護士会・山梨学院大学)
佐々木宗啓 (判事・司法研修所教官)
清水 保彦 (第一東京弁護士会)
高木 光 (学習院大学・第一東京弁護士会)
西村 健 (大阪弁護士会)
花本 広志 (獨協大学)
松井 幸夫 (関西学院大学)
村 和男 (東京弁護士会・國學院大學)
森 勇 (中央大学・東京弁護士会)

(3) 評価委員会分科会 (九州大学法科大学院担当)

評価委員会による評価報告書原案の決定に先立ち、評価委員のうちの以下の委員により評価委員会分科会を組織し、評価チーム報告書、自己点検・評価報告書およびその他の提出資料を検討して、評価委員会で検討すべき評価報告書原案のドラフトを作成した。

(評価委員会分科会所属評価委員)

柏木 昇 (中央大学)、井上 宏 (法務省)、川端和治 (第二東京弁護士会)

(4) 本トライアル評価のスケジュール

(2005年)

10月18日 アンケート (教員および学生) 調査依頼。

回答期限 教員～11月 6日

学生～10月31日

- 10月25日 法科大学院から「自己点検・評価報告書」受領
- 11月15日 事前検討会
- 12月 5日 現地調査（授業見学）
- 12月 5日 直前検討会
- 12月 6日 現地調査
- 1月 9日 事後検討会（評価チーム報告書作成）

（2006年）

- 2月16日 評価委員会分科会（評価報告書原案検討）
- 3月 6日 評価委員会（評価報告書原案決定）
- 3月15日 評価報告書原案提示（意見申述期限4月15日まで）
- 4月14日 評価報告書原案に対する意見申述書提出
- 4月24日 評価委員会分科会（意見申述書検討）
- 4月26日 評価委員会（評価報告書決定）

（5）本トライアル評価にあたり、法科大学院より入手した資料

本トライアル評価に際して、法科大学院より以下の資料を入手し、検討した。

- ・自己点検・評価報告書
- ・自己点検・評価報告書添付資料（以下資料1～13）
 - 資料1 法科大学院パンフレット
九州三大学法科大学院教育連携パンフレット
 - 資料2 学生便覧
 - 資料3 九州大学大学院法務学教育部（法科大学院）設置計画に係る補正計画書
 - 資料4 平成16年度年度計画の実績報告書（法務学府）
 - 資料5 平成16年度FDの実施状況
 - 資料6 平成17年度FDの実施状況
 - 資料7 平成16年度教育に関する調査の実施状況
 - 資料8 平成17年度教育に関する調査の実施状況
 - 資料9 法科大学院教員アンケート

資料 10 法科大学院の組織・体制等に関する資料

資料 11 教育（体制・内容・方法等）に関する資料

資料 12 成績評価に関する資料

資料 13 その他資料（学生配付資料，新聞記事ほか）

- ・年次計画履行状況報告書（平成 16 年度）
- ・年次計画履行状況報告書（平成 17 年度）
- ・年次計画履行状況報告書・補足説明資料（平成 17 年度）
- ・九州大学法科大学院規則
- ・学期毎の科目別成績分布表
- ・法科大学院基本データ集
- ・11 月 28 日付質問事項への回答
- ・法科大学院教員アンケート集計
- ・現地調査時見学授業の教材
- ・1 月 5 日付トライアル評価 追加資料
- ・外部評価委員による評価報告書

(6) 現地調査の際に閲覧した資料

12 月 5，6 日に実施した現地調査において，以下の資料を閲覧した。

試験答案

(7) 学生および教員アンケート

当財団は，法科大学院の学生に対して，10 月 18 日から 10 月 31 日，教員に対して，10 月 18 日から 11 月 6 日までアンケートを実施し，その結果を検討した。

(回答総数)

| | |
|---------|------|
| 学生アンケート | 30 通 |
| 教員アンケート | 10 通 |

第2 評価基準項目別の評価

1-1-1 基本方針の設定と周知徹底

(評価基準) 適切な基本方針が明確に設定された上で関係者等に周知徹底され、実践されていること。

1 法曹養成に関する司法制度改革審議会意見書 (2001年6月12日)

法曹養成に関する司法制度改革審議会意見書 (2001年6月12日。以下「審議会意見書」という。) は、法科大学院において養成すべき法曹の像及び能力、並びにそのための教育内容について、法科大学院での法曹養成教育のあり方は、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、公平性、開放性及び多様性を旨としつつ、そこに示されている3つの基本的理念を統合的に実現するものでなければならないとしている。

2 当該法科大学院の基本方針

(1) 当該法科大学院における教育理念

当該法科大学院においては、前記第1の審議会意見書に掲記された法曹養成の実現を図るために、

- ① 法律実務家養成が、大学の社会的責務であることを認識し、国家プロジェクトとしての「司法改革」の中核に位置する司法の人的基盤の拡充に貢献することができる法律実務家（弁護士、検察官、裁判官）を養成することによって、審議会意見書が提言する国家プロジェクトとしての「司法改革」に対する大学の貢献に対応する「専門職大学院（法科大学院）による大学の新たな社会的役割の創出」を図ること
- ② グローバル化した21世紀世界の中で、人々と社会が求める新しい法律実務家像を不断に追求するとともに、「プロセスを通じた法曹養成」を重視した養成課程を創設し充実させることによって、審議会意見書が提言する21世紀のグローバル化の中で「新たな法曹像」を追究することに対応する「点（司法試験）からプロセス（大学教育）重視の法曹養成」の実現を図ること

③ 「個人の尊厳」と「法的救済システム」の確保を基軸とする「社会の法化」に寄与し、九州全域、日本全体及び世界を視野に入れ、「社会生活上の医師」として「人間に対する温かい眼差しをもった法曹」を輩出することをもって、審議会意見書が提言する法化社会における「社会生活上の医師」の輩出に対応する「九州全域に責任を負う法曹養成体制の確立」、「他大学法科大学院・弁護士会との連携」及び「公益的弁護活動の支援」を図ることといった教育理念を掲げ謳っている¹。

このような当該法科大学院の教育理念は、審議会意見書の掲記する法曹養成の実現に適合するものといえる。

(2) 基本方針の概要

当該法科大学院は、前記(1)の教育理念を承けて、「どういう法曹を養成しようとしているのか」及び「そのためにどういう教育を実施するのか」に関する基本方針として、①法律実務家養成が、大学の社会的責務であることを認識し、国家プロジェクトとしての「司法改革」の中核に位置する「司法の人的基盤の拡充」に貢献することができる法律実務家を養成すること、②21世紀におけるグローバル化の中で、人々と社会が求める「新しい法律家像」を不断に追究するとともに、「プロセスを通じた法曹養成」を重視した教育課程を創設し充実させること、③「個人の尊厳」と「法的救済システム」の確保を基軸とする「社会の法化」に寄与し、九州全域、日本全体及び世界を視野に入れ、「社会生活上の医師」として「人間に対する温かい眼差しをもった法曹」、「いかなる場面での要請にも応え自律した総合判断を行うことができる能力を身につけた法律実務家を養成」し着実に輩出すること、の3点を挙げている(以下「基本方針」という。)²。

(3) 基本方針における「養成すべき法曹像」及び「涵養すべき能力」

基本方針における養成すべき法曹像は、①21世紀のグローバル化した世界で活躍し、あるいはまた、日本社会の法化に寄与し、②「人間に対する温かい眼差し」を堅持しつつ、単に裁判官の視点だけでなく当事者等の視点から複眼的に法的思考を行うことができ、裁判所の内外で「社会生活上の医師」として、かけがえの

¹ 九州大学法科大学院パンフレット(以下「パンフレット」という)、法科大学院学生便覧(以下「学生便覧」という)6頁、九州大学大学院法務学教育部(法科大学院)設置計画に係る補正計画書(以下「補正計画書」という)中「大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」1頁及び九州大学法科大学院ホームページ(以下「HP」という)。

² パンフレット、HP「九州大学法科大学院の概要」。

ない人生を生きる人々のために働き活躍することができ、③「いかなる場面での要請にも応え自律した総合判断を行うことができる能力を身につけた法律実務家」である³。

そして、上記のような法曹像に適う法曹を養成するという教育目的の実現のために、主として、①広い視野に立った総合的分析力、②創造的思考による問題発見・解決能力、③人間に関する深い洞察力と倫理性、といった能力を涵養することを目的としている。①の能力は、グローバル化し複雑化する社会の中で、法的紛争をはじめ法律家が直面する問題も、ますます広く複雑な背景を持つようになっており、それぞれの問題を構成するファクターの関係の判断には困難が伴い、広い視野の中で総合的かつ慎重に分析・判断することが要請されることによる。②の能力は、法律家が直面する問題は、既存の理論的・経験的な知識によって分析・理解が可能とは限らないこともあり、法律家は、新しい視点から創造的に問題を捉え、解決していく姿勢と能力とを、備えていなければならないことによる。③の能力は、法的問題は人間的営為の中で生起するものであって、当事者をはじめとする関係者にとって納得がいく問題の処理・解決を図るには、それぞれの立場に立った問題理解が不可欠であり、そのためには、その主体である人間に対する深い洞察を可能にする能力や、関係者から信頼を得るための倫理性が備わっていないとできないことによる⁴。

(4) 基本方針における「教育内容」

上記(3)に掲げた能力を涵養するため、カリキュラム編成上配慮しているのは、①複眼的視座を基調とした法的能力の涵養、②実践的応用の中でのダイナミックな体系的知識の構築、③法学の枠に縛られない学際的視点の注入、④理論と実務的経験の融合が図られることの4点である⁵。

また、勉学環境・条件の整備として、①少人数教育の徹底、②自学自修のための時間のゆとり、③主体的学修を可能にする環境の保障の3点を重視している⁶。

そして、教育課程における特色としては、①多様なバックグラウンドの許容・

³ パンフレット、学生便覧6頁。

⁴ パンフレット、自己点検・評価報告書5頁、補正計画書中「大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」2頁、HP「九州大学法科大学院の概要」。

⁵ パンフレット、自己点検・評価報告書5頁、補正計画書中「大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」4-5頁。

⁶ パンフレット、自己点検・評価報告書5頁、HP「九州大学法科大学院の概要」。

評価、公平性・開放性・多様性の重視と、これを支えるべく、②公平性の確保を図っている点である。この公平性の確保については、学生に対する奨学金による財政支援をし、また、社会の隅々まで「社会生活上の医師」を派遣する財政支援プログラムを確立することが謳われている。ただし、後述するとおり、②の点は希望者がなくまだ実施されていない⁷。

3 基本方針の適切性（基本方針の法科大学院制度への適合）

当該法科大学院が法曹養成における教育理念とするところは、同法科大学院の基本方針のうち養成すべき法曹像とともに、審議会意見書の内容とするところを確認するものであり、適切なものである。

また、涵養すべき能力についても、基本方針の中で法曹が活動することを想定する21世紀のグローバル化した世界や法化すべき日本社会という舞台、その中で想定される法曹の営むべき活動によく適合するものといえる。

次いで、養成すべき法曹像に求められる能力の涵養の手法として、基本方針において示された教育内容についてみても、カリキュラム編成上の配意点、勉学環境・条件の整備において重視されている点は、基本方針達成の目的に適合していると評価できる。また、教育課程の特色とされる点も、その①（多様なバックグラウンドの許容・評価、公平性・開放性・多様性の重視）は適合的であり、その②（学生に対する奨学金による財政支援をし公平性の確保を図っていること）も法曹養成の基本理念を実現する観点から積極的に評価することができる。

よって、当該法科大学院の基本方針は、審議会意見書の内容を十分に踏まえた適切な基本方針になっているといえる。

4 基本方針について正式決定の履践

前記2の基本方針は、当該法科大学院を設立する際に、九州大学において、法科大学院の設置についての決定権限を有していた九州大学大学院法学研究院教授会において決定された。また、当該法科大学院設立後における同大学院の最高意

⁷ パンフレット、補正計画書中「大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」の資料12「九州大学法科大学院地方自治体奨学金要綱」、HP「カリキュラムについて」及び「法科大学院説明会質疑応答」中の「〈入学金・授業料・奨学金について〉」。

思決定機関である九州大学法科大学院教授会においても、九州大学大学院法学研究院法科大学院委員会が決定した事項については、特に支障のない限り、九州大学法科大学院教授会によって決定されたものとして引き継ぐことを決定し、もって基本方針の再確認がされている⁸。

5 基本方針の関係者への周知徹底の方策

(1) 学外への周知徹底

関係者への周知徹底をはかるべき項目は、①養成すべき法曹像、②涵養すべき能力、③そのための教育の内容の3点であるところ、当該法科大学院の発行する入学案内・学校紹介用のパンフレットによれば、前記第2の当該法科大学院の基本方針等が記載されており、その中で、上記の3点がきちんと説明されている。また、当該法科大学院のホームページによっても、上記の3点が詳細に説明されているところである⁹。

このように、パンフレット及びホームページにより、前記第2の基本方針に関する周知徹底が、学外に対して図られているといえる。

(2) 学内への周知徹底

1) 対教員

当該法科大学院の教員に対する周知としては、法科大学院の設置計画書が教授会のメンバーに配布されたのをはじめ、設置前の兼任教員をも含めた3回のFDにおいて基本方針の確認・議論が行われている。また、必要に応じて教授会・FDの機会に基本方針が確認されている¹⁰。

そして、このような大学院による周知行為の結果、教員のうち大多数の者は、基本方針を理解し、各教員において自己の教育内容に基本方針の具体的な反映が図られるよう努めている。その結果、学生においても、例えば法曹の使命や責任について考えさせられる機会が講義において存在したと答えている者が大多数に上っているなど、実際に、教員において、基本方針を認識し、それを実現すべく、ソクラテス・メソッド等の手法を取り入れながら、工夫された授業

⁸ 自己点検・評価報告書5頁、平成16年4月5日第1回法科大学院教授会議事録。

⁹ HP「九州大学法科大学院の概要」。

¹⁰ 自己点検・評価報告書5-6頁、同添付資料の資料5「平成16年度のFD実施状況」中、「平成16年9月15日前期授業評価アンケート結果に関するFD記録」

を実施していることが窺知される。もっとも、法曹に必要な資質・能力を涵養することを意識していないとする少数の教員がなお存在している点は、周知の徹底の面に問題がないかさらに検討すべきであろう¹¹。

2) 对学生・受験生

まず、入学以前の受験生の段階において、受験生に配布するパンフレットに記載し、また、法科大学院進学相談会に参加して参加者に説明したり、入試説明会を開催するなどして、基本方針を理解の上受験することが可能となるように配慮している¹²。

また、学生に対しては、基本方針について、入学時のオリエンテーションで確認し、全学生に配布している法科大学院学生便覧でも明確にしている¹³。特に学生便覧¹⁴では、前記第2の当該法科大学院の基本方針等が明記されており、その中で、①養成すべき法曹像、②涵養すべき能力、③そのための教育の内容の3点がきちんと説明されている。

もっとも、このような大学院による周知行為にもかかわらず、1年次生にあっては、目先の勉学に気を取られてか、必ずしも基本方針に対する十分な認識ないし理解と共感を有しているとは言い難い面もあるが、2年次、3年次と課程が進むにつれて、学生においても、基本方針に対する理解を深め、ある程度納得した上での主体的な学修が行われている¹⁵。

(3) 以上によれば、当該法科大学院においては、その基本方針に関する周知徹底が学内・学外を問わずにきちんとされ、基本方針の内容は、程度の問題は残るが、概ね教員及び学生の双方に認識されているといえる。

ただし、知識・建前として知っている以上に、どの程度のものとして、その内容を真に実現すべきことを教職員・学生が意欲し、現実に実践しているかが次の課題となるが、本1-1-1項目における評定事項の対象外であると考え、検討対象としていない。

¹¹ 法科大学院教員アンケート集計（当該法科大学院実施）、当財団実施の学生及び教員アンケート回答結果、現地調査における学生との意見交換。

¹² 自己点検・評価報告書6頁、自己点検・評価報告書添付の資料4（以下「添付資料〇」と表記する）「平成16年度年度計画の実績報告書」5頁。

¹³ 自己点検・評価報告書6頁。

¹⁴ 学生便覧1-7頁。

¹⁵ 現地調査における学生との意見交換。

6 基本方針の実践

(1) 基本方針に即した体制の構築

基本方針の実践として、概要以下のような基本方針に即した体制の構築に努められている。(他の各論部分との重複が生じるため、ここでは概要の記載にとどめる。)

1) 入学者選抜の局面

公平性・開放性・多様性の理念を最大限に生かすために、様々なバックグラウンドと高いモチベーションを持つ多様な学生の受入れを図る¹⁶。

そして、そのような目的に沿うものとして、書類審査及び集合試験（論文試験と個別面接試験）により入学者選抜を行っている。ただし、志願者が300名を超えた場合には、第1段階選抜（書類審査及び小論文試験）を行う。書類審査では、適性試験成績書、応募理由書、学部等成績証明書、社会活動報告書（職業以外の社会活動の経験がある場合）、職業経験報告書（職業〔専業主婦を含む〕経験者の場合）、外国語能力証明書等の提出書類のすべてを対象とし、総合的な評価を行う。なお、社会活動報告書、職業経験報告書、外国語能力証明書は任意提出とされている。なお、社会人枠は設けられていないが、定員1学年100名の30%以上が社会人、他学部出身者になるように配慮しており、初年度入学者数が50名、2年度が36名となっている¹⁷。

このような入学者選抜の方法は、特に社会活動報告書・職業経験報告書を審査対象とし、30%以上の目安で社会人・他学部出身者を受け入れるとの配慮をする点において、様々なバックグラウンドと高いモチベーションを持つ多様な学生の受入れという観点、ひいては公平性、開放性及び多様性を旨とすべき法科大学院での法曹養成教育のあり方に適合的なものである。

2) 教員体制の構築

教育課程を担当する専任教員数は、30名であり、その中には、法学者・政治学者以外に、実務家教員を多数含んでいる。実務家教員の内訳は、弁護士3名、裁判官1名、元企業法務担当者2名、元特許庁審査官1名及びアメリカの調停

¹⁶ 学生便覧6頁。

¹⁷ パンフレット、補正計画書中「大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」14頁、年次計画履行状況報告書（平成17年5月1日現在）11頁。

者1名などである¹⁸。

このような実務家教員を多数含む教員の構成は、法科大学院での法曹養成教育のあり方が理論的教育と実務的教育を架橋するものとして位置づけられていることに適合するものといえる。

3) カリキュラム構成・考え方

当該法科大学院は、「人間に対する温かい眼差し」を堅持しつつ、単に判断者の視点だけではなく、当事者等からの視点からも複眼的に法的思考を行うことができ、裁判所の内外で「社会生活上の医師」として、かけがえのない人生を生きる人々のために働ける法曹の養成を目指すことをその使命として掲げている。

そのための学修過程として、教育科目の多様性に配慮し、自ら法理論と法実務に関する多様な科目を開講しているだけでなく、福岡県弁護士会、県下及び九州地域内にある鹿児島大学及び熊本大学等と相互連携を行った教育により、離島を含む九州地域における法曹養成に責任を持つとともに、提供する授業科目の多様化を図っている。この法科大学院間における教育連携は、①連携科目について兼任教員として連携先で開講し、連携先大学は兼任教員による正規科目として単位認定を行う方法、②連携大学教員が共同で担当する総合講義を開講し、各大学の正規科目として単位認定を行う方法、③各法科大学院は30単位以内で認めている単位互換制度を利用し、連携科目について学生が協定先大学で得た単位を所属大学が認定する方法で行われている¹⁹。

そして、これらの教育科目の中から、法律基本科目群の全科目46単位と、法律実務基礎科目群の全科目13単位の計59単位を必修としている。ただし、法学既修者は、法律基本科目群のうち認定を受けた科目については、履修する必要がない。認定は、12月下旬に既修者試験を通じて行われる。年間履修可能単位数には上限が設けられている²⁰。

また、科目教育の方法として、双方向型・多方向型の教育手法を用い、ほと

¹⁸ パンフレット，年次計画履行状況報告書（平成17年5月1日現在）4頁以下。

¹⁹ パンフレット，学生便覧6頁，九州三大学法科大学院教育連携パンフレット，補正計画書中「大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」の資料8「福岡県内四法科大学院及び福岡県弁護士会との教育連携に関する協定」，年次計画履行状況報告書（平成17年5月1日現在）2－3頁，添付資料10-2「法科大学院教育連携に関する協定書等」，添付資料11-2「平成16年度前後期，平成17年度前期の，科目別クラス数及び履修登録者数」。

²⁰ 学生便覧8頁，パンフレット2頁目。

んどのクラスで少人数教育（35名クラスを標準とする。）を実施し、チューター制、ティーチングアシスタントの採用と併せて、肌理細やかな教育を実践することに努めている²¹。

このような多種・多様の教育内容の提供機会が付与され、しかも、そこで実施される科目教育において少人数での双方向型・多方向型の教育手法が用いられることは、基本方針で謳われている法曹像に適う法曹の養成、そこで必要となる能力の涵養に適合するだけでなく、法曹の使命、なканずく「人間に対する暖かい眼差し」の堅持等の理念を体得させる上でも有効性を発揮するものと思われる。

4) 学習環境

当該法科大学院は、交通の便の良い箱崎にキャンパスを設け、徹底した少人数教育を行っている。この設備面についてみれば、法科大学院図書館・学修室は、24時間利用可能なシステムを有し、学生のための学習机も数多く設けられている上、学生による適時の利用を可能とすべく、相当数のコンピューター機器を設置している。また、模擬裁判用の法廷教室を設けている²²。

もっとも、法科大学院の入試における公平性・開放性・多様性の理念を財政的に支え、社会の隅々まで「社会生活上の医師」を派遣できるように、企業や地方自治体の協力を得て当該法科大学院独自の奨学金制度の構築を図ろうとしたが、実現していない。そこで、独自制度ではないが、九州・山口地区の法科大学院生のための経済支援プログラム制度を紹介するなどの手当てを講じたが、現実には日本学生支援機構の奨学金制度が利用されて需要が賄われてしまう状態であったことから、なお制度の要否を含めてその整備を検討している²³。

以上のような、物的設備の設定は、学生が自律的な自修を行うための基盤を整備するものである。また、金銭的な支援制度は、入試における公平性・開放性・多様性の理念を財政的に支える基盤となるものでもあり、当該法科大学院

²¹ パンフレット，学生便覧6頁，補正計画書中「大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」6頁。

²² パンフレット，学生便覧。

²³ パンフレット，学生便覧6頁，添付資料4「平成16年度年度計画の実績報告書」29頁，補正計画書中「大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」の資料12「九州大学法科大学院地方自治体奨学金要綱」，HP「法科大学院説明会質疑応答」中の「〈入学金・授業料・奨学金について〉」。

の教育理念ないし特色に謳い上げた点にも関わるので、今後の制度構築の検討結果に関心が持たれる。

5) 成績評価及び修了認定

各授業科目の単位修得認定は、その授業担当者が行う。成績は、A（80点以上）、B（70～79点）、C（60～69点）、D（60点未満）の4段階評価とし、Dを不合格とするものであり、成績分布には特に基準を設けない。その評定作業は、試験、レポート、授業における発言、成績評価のためのプレゼンテーションなどを、必要に応じて総合的に評価する²⁴。

また、進級・修了認定については、1学年次におけるA及びBの合計数が、修了科目の3分の2に満たない場合には、原則として進級（3年次にあたっては修了）を認めないとしている²⁵。その評価については第9項目に譲るが、当該法科大学院の基本方針を害するものではない。

(2) 基本方針を実現する活動

前記1のように構築された体制の中で、どのような実践活動が現実に行われているか、また、その評価が如何なるものであるかは、本1-1-1項目における評価の主たる対象ではなく、また、後出の各評価分野の評定において詳述されるとおりであるから、記載を省略する。関連する記載を参照されたい。

(3) 小括

以上の当該法科大学院が整備している体制・活動は、基本方針に即し、これを実践するものとして合理的なもの、ひいては審議会意見書の求める教育体制にも適合するものといえる。

7 当該法科大学院の自己点検・評価

当該法科大学院による自己点検・評定の結果は、B評価であり、その理由とするところは、概要、次のとおりである²⁶。

1学年定員100名の法科大学院としては、100名全員に通底する法曹養成の基本方針が求められており、あるべき法曹についての一般的な理念を示すことで養

²⁴ 学生便覧10頁、補正計画書中「大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」10頁、添付資料12-1「成績評価と進級条件について」。

²⁵ 学生便覧10頁、補正計画書中「大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」10頁、添付資料12-1「成績評価と進級条件について」。

²⁶ 自己点検・評価報告書6頁。

成の方向性を明確にすることにした。その限りでは、適切・明確な方針になっていると考える。

問題は、その具体化において、基本方針に整合的であるかどうかということになる。カリキュラム編成自体は、基本方針に沿って行われていると考えているが、担当者が、その内容を基本方針に即して展開しているか、学生が、基本方針に即した履修を行っているかが重要である。それは、基本方針の周知徹底にかかっているが、その点ではなお改善の余地がある。とりわけ、それは周知徹底の方法、例えばFDに十分な時間が割けない、出席者を確保するのが難しい、といった問題があるが、30名の専任教員の認識を具体的な細部にわたって共通にすることは困難が伴うということにもよっている。新司法試験が、競争試験化していることもあり、特にカリキュラム編成、クラス規模、クラス編成等については、議論のあるところであり、改めて議論・検討が必要である。基本方針の明確化のための取り組みが質的・量的に見てしっかりとされている。改善点としては、FDの強化を当面の課題と考えている。

8 結論（評定）

以上を総括すれば、当該法科大学院が正式決定している基本方針は、養成すべき法曹像については審議会意見書の内容とするところを確認するものである。また、涵養すべき能力についても、基本方針の中で法曹が活動することを想定する21世紀のグローバル化した世界や法化すべき日本社会という舞台、その中で想定する法曹の営むべき活動によく適合するものと認められる。次いで、養成すべき法曹像に求められる能力の涵養の手法として、基本方針において示された教育内容についてみると、カリキュラム編成上の配意点、勉学環境・条件の整備において重視されている点は、基本方針を達成するために適合的であると評価できる。よって、当該法科大学院の基本方針は、審議会意見書の内容を十分に踏まえた標準的なものになっていると評価されるものであり、適切な基本方針になっているといえる。

そして、この基本方針については、学外に対しては、パンフレット及びホームページにより、学内の教員に対しては、法科大学院の設置計画書の教授会のメンバーへ配布、教授会・FDの機会を利用した基本方針の確認により、学生に対し

では、入学以前の受験生の段階におけるパンフレットの配布、法科大学院進学相談会における参加者に対する説明、入試説明会の開催、入学後は入学の際のオリエンテーションでの確認、学生便覧の全学生への配布により、その周知徹底が図られている。その結果、基本方針は、概ね教員及び学生に認識されているといえる。ただし、基本方針の実践ないし実現の局面においては、基本方針を意識した授業を行っていない教員が存在するなど、問題を残すものとなっており、その改善が望まれる。

このように、基本方針の実践ないし実現の局面になお問題の残ることから、当該法科大学院の自己点検・評価と同様に、本1－1－1項目の評価をB＋と評定する。

1-2-1 / 2 自己改革への取り組み (1) / (2) ²⁷

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること
(1-2-1)。

(評価基準) 自己点検・評価活動が適切に実施され、教育改善に向け有効に機能していること (1-2-2)。

1 当該法科大学院の現状

(1)

① 組織・体制の整備について

当該法科大学院の自己点検・評価報告書によれば、当該法科大学院における自己点検のための組織としては、担当教授の中から選任された委員4名からなる自己点検・評価委員会が、また、教務委員会、カリキュラム検討委員会等各種委員会の責任者8名からなる運営委員会があり、運営委員会は、原則として週一回の定例会議を開催し、運営委員会においては、自己点検・評価委員が中心になって、年度計画及びその実績報告書の作成を行うとともに、運営委員会と教員間の連携体制を組織しているとのことである。

また、自己点検・評価報告書によれば、法科大学院教授会において、月2回の定例会においてFDを議題として実施するとともに、FDだけを議題とする教授会を年4回程度開催して、各期の期末試験の結果等について意見交換・検討を行って、教員の資質の維持・向上に取り組み、教員相互に授業参観を実施して、授業内容を点検し、その質の向上に努めているとのことである。

このほか、自己点検・評価報告書の当該箇所には触れられていないが、当該法科大学院は外部評価を導入しており、これも適切に機能すれば自己改革のための取り組みに資するものであろう。

② 組織・体制が機能しているか

自己点検・評価報告書の自己評定によれば、運営委員会を中心とする組織的な取り組みやFD・授業参観により、自己点検・評価についての役割が明確化

²⁷ 本評価基準の「自己改革への取り組み」については評価基準(1)と同(2)の二つに分かれているが、便宜上本項で両者を併せて論じる。

され、幅広い視点からの検討がなされるようになり、各教員間の連携体制が強化され、また、教員相互間に教育方法について新しい発想・技術を提供し、授業の取り組み意欲に対する刺激にもなっているとのことであるが、年間を通じた計画に基づく系統だった自己点検やFD等の実施が不十分であり、検討がやや場当たりので一貫した教育理念の追求という点で弱点が見られたとのことである。

- (2) 本評価基準1-2-2の趣旨は、法科大学院が、法曹養成に向けた教育機関としての機能をより効果的なものとするために不断の改善活動をしているかどうかを、特に「自己点検・評価活動」について評価するものである。「自己点検・評価活動」とは、法科大学院が、自己改革活動の一つとして、自らの教育研究活動を教育目的や目標に照らして点検し、現状の問題点とその改善活動と改善効果を評価する活動をいい、学校教育法第69条の3第1項において、これを行うこと及びその結果を公表することが義務付けられているものである。

「適切に実施されている」と評価されるためには、自己点検・評価活動の組立が、改善・向上という目的に向けた合理的なものであること、全教員の実質的参加の下に成果が共有される体制であることが必要である²⁸。

自己点検・評価報告書によれば、当該法科大学院では、自己点検・評価活動の一環として、各学期末に、授業参加学生による授業評価を実施し、この学生による評価の結果をFDの検討対象とし、教育目標に基づく授業方法等について検討を加え、かつ、各主要科目について学生に行うオリエンテーションにおいて、担当教員の大多数が参加して年度別および3年間の授業計画を「ロードマップ」として学生に示しており、このオリエンテーションの場を、上記自己点検・評価活動の成果を学生に対して公表する場としているとのことである²⁹。

しかしながら、自己点検・評価報告書の自己評定によれば、学生評価に関するFDの結果を、どのように以後の授業方法やカリキュラムに反映させるかは、主として個々の教員にゆだねられているにとどまり、学生に対して組織だった方式による公表が実施されておらず、カリキュラム改善に関する学生の要望についても、カリキュラム検討委員会の検討事項に反映する方法がないなど、組

²⁸ 当財団の法科大学院評価基準—解説。

²⁹ 自己点検・評価報告書9頁。

織だった実施・公表の方法が限定されているという現状にあるとのことである。

2 当財団の評価

- (1) 当該法科大学院における自己改革への取り組みの現状を検証し評価するにあたっては、まず第一に、自己点検・評価活動を行っているとする自己点検・評価委員会あるいは運営委員会について、各委員会の具体的な所掌事項や委員会相互の関係、教授会との関係などが、自己改革という目的に照らして適切な体制であるか否かを検討する必要がある。

しかしながら、当該法科大学院においては、これらの各委員会等の会議体について、組織としての会議体の運営規定や申し合せ事項等のルールが文書化されておらず（なお、後掲4-1-1においても同旨の指摘を行っているので参照されたい。）、また、個々に開催された会議の具体的な議事内容や決議事項なども、少なくとも本評価基準にかかわる自己点検・評価委員会あるいは運営委員会に関しては、議事録の形では残されていなかった。

このため、当該法科大学院における組織的な自己点検・評価活動の適否を評価するにあたっては、評価のための資料が不十分といわざるを得ないばかりか、そもそも、そのこと自体によって、活動が場当たりのになりがちであり、また、組織の構成員に変動が生じても不断に永続的な活動を行うということが困難となり、組織としての機能が全うできないおそれがあると評せざるを得ない。

- (2) また、前述のとおり、自己点検・評価活動及びその結果の公表は、学校教育法第69条の3第1項においても義務付けられているところであり、九州大学については、大学のホームページにおいて同条項に基づく自己点検・評価活動の内容が公表されているが、当該法科大学院の取り組み中どの活動が同条項に基づく活動として行われているのかが必ずしも明確ではない。そこで、この点を当該法科大学院に照会したが、本報告書の脱稿時までには明確な回答は得られなかった。したがって、この点からも、当該法科大学院の自己点検・評価活動について、これが組織的に行われていると評価すべきかどうかについては、疑問の余地が残るところである。

- (3) もっとも、前掲のとおり、当該法科大学院においては、法科大学院教授会やFD活動の場において、教員相互間で授業内容等について意見交換・検討を行っ

て改善に取り組み、教員相互の授業参観を実施するなどして授業内容を点検し、また、学生による授業評価や外部評価を実施するなどして自己改革に積極的に取り組んでいることは十分に窺われるところである。これらの活動にともなって、個々の教員の自己改革への意識も水準以上のレベルには達しているものと認められる。

3 多段階評価・合否判定

(1) 結論

B-

(2) 理由

当該法科大学院の自己改革への取り組みは、個々の教員のレベルにおいては、高い意欲のもとに積極的に活動が行われており、成果を挙げつつあるものと認められる。

しかしながら、前記のとおり組織的・永続的な取り組みという点については、不十分であって「組織・体制が適切に整備され機能している」とは言い難い。

これは、当該法科大学院の規模が比較的小さく、いわば家族的・同志的な結合体であるため、法科大学院教授会や教員相互間における情報交換・意思疎通による共通認識の保有が比較的容易であることに由来しているものと思われる。現状では不都合が顕在化していないため、組織としての運営規定の整備等についての必要性の認識が薄いものと思われるが、問題が顕在化してからでは遅いのであり、早急にこの点の整備が求められるところである。

4 改善提案・助言・参考意見その他コメント

上記のとおり、運営委員会等の委員会等の組織による自己改革のための活動を、永続的かつシステムティックな活動とするために、委員会の所掌事項や権限、議事録の作成につき、運営規定ないし議事規定によって明文化することが、喫緊の課題である。

1-3-1 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案を受ける体制を備えていること。

1 当該法科大学院の現状

(1) 当該法科大学院においては、当初からホームページを立ち上げ、大学院の概要を公表している。その内容は、下記のとおりである。

1. 九州大学法科大学院の特色と教育目標,
2. 院生定員,
3. 標準修業年限,
4. 入学者選抜,
5. スタッフ,
6. 教育内容・教育方法,
7. 授業料と院生に対する財政的支援

以上の内容は、さらに詳細に年度計画の実績報告書に掲載され、中期目標・中期計画・年度計画・実施状況・根拠資料・次年度計画策定に当たっての留意事項、として整えられ公開されている。また、入試情報に関しては、平成 17 年度より関東・関西でも説明会を開催して、案内・広報に務めている。

(2) なお、第三者評価委員会による提言や問いかけなど、学内外からの質問や提案に対しては、ホームページに「九州大学法科大学院に関するQ&A」とのページを設けて詳細な回答を掲載して公表する等の方法により対応している。

また、ホームページの「コンタクト」の項において「法科大学院へのご要望やご意見は次のアドレスにお寄せください。個別のお答えはできませんが、情報公開の参考とさせていただきます。」として、一般市民からの意見を受ける体制をとっている。

ホームページの管理運営は、当初HP管理委員が行っていたが、新たに情報公開・広報・HP管理を所管する広報・HP委員会を設置して充実化を図っている。

(3) また、当該法科大学院については、地元のマスコミの関心も高く、設立時から現在に至るまで、全国紙・地方紙等において、しばしばその活動が報道されている。

2 当財団の評価

当該法科大学院のホームページは、現状では情報量も多く充実しており、閲覧・検索もしやすく、必要な情報にすぐにアクセスができる点で秀逸と評しても過言ではない。

しかしながら、学内外からの評価や改善提案を受ける体制を備えているかどうかについては、設置されて間のない前記広報・HP委員会の権限がまだ明文化されていないこともあり（自己点検・評価報告書によれば、当該委員会は「情報公開に責任ある部署」として立ち上げられたとのことである）、組織的な対応という点ではなお改善の余地があるものと認められる。

3 多段階評価・合否判定

(1) 結論

B+

(2) 理由

前記のとおりである。

4 改善提案・助言・参考意見その他コメント

広報・HP委員会の運営規定等を明文化し、学内外からの改善提案を、どのような組織体制で自己改革活動に結びつけ、フィードバックするか、さらにこうした改善提案に基づく改善策の立案・実施方法、及びその改善効果をどのように検証するかという一連のシステムを構築すること。

さらに、またそうした活動を行っていること自体を適切な方法で公表することも検討すべきであろう。

1-4-1 管理運営（1）

（評価基準）法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1 当該法科大学院の現状

（1）法科大学院の意思決定の独立性

（a）自己点検・評価報告書では、「（1）法科大学院³⁰と法学研究院等との関係」において、まずは、「学生の入学，修了等の学生の身分に関する案件やカリキュラム内容の設定に関する教育案件など」に関する法科大学院における意思決定について、次のように記載されている。すなわち、

「（a）九州大学では、平成12年度に、学府・研究院制度を全学的に導入した。これは、教育と研究のそれぞれの必要に応じた柔軟な教員配置などを可能とする教育研究上の組織の弾力化を目的とするものであった。これにより、教員はすべて研究組織である研究院に帰属し、学生は、法学部，大学院法学府，法科大学院に帰属することになった。

教員はそれぞれ、法学部，法学府，法科大学院の専任の担当教員として、講義を分担する。具体的には、法科大学院の専任教員と法学部・法学府の専任教員に分かれるが、法科大学院設置の経過措置として、法科大学院専任教員が学府・学部の講義を分担したり、逆に、学府・学部の専任教員が非常勤講師として法科大学院の講義を分担することもある。

（b）法科大学院の最高意思決定機関は法科大学院教授会であるが、日常的運営組織としては法科大学院運営委員会が置かれており、また、そのもとに教務委員会が置かれ、教務事項全般にわたる日常業務を担当している。

たとえば、学生の入学，修了等の学生の身分に関する案件やカリキュラム内容の設定に関する教育案件など、法科大学院において自主性・独立性をもって決定する必要がある項目については、教務委員会，運営委員会の議を経て法科大学院教授会で決定している。こうして、法学研究院教授会とは独立した形で法科大学院教授会がおかれ、教育を含む運営全体についての意思決定を行って

³⁰ なお、九州大学の法科大学院の正式名称は、「法務学府実務法学専攻」である。九州大学大学院通則3条。

いる。」

要するに、いわゆる日常業務については、運営委員会および教務委員会があたっているが、「学生の入学、修了等の学生の身分に関する案件やカリキュラム内容の設定に関する教育案件など」については、法科大学院教授会が、最終的な意思決定機関であるとされている。もっとも、運営委員会や教務委員会の権限等を定めた規定は未整備である。

(b) 次に、自己点検・評価報告書では、教員の採用などのいわゆる「人事」に関する意思決定について、次のように記載されている。すなわち、

「また、法科大学院教員の人事については、上述の通り法学研究院教授会に全教員が帰属する研究院制度をとっているため、まず、法学研究院教授会において研究院に帰属する教員の人事を決定し、その教員の中から、法科大学院教授会が、法科大学院専任教員を選任する体制をとっている。すなわち、法科大学院を担当するものとして選考される予定の教授又は助教授を任用する場合には、法学研究院の人事を行う人事専門委員会の構成員のうち、法科大学院を担当する教授又は助教授の人数が過半数となるようにしている。」

(c) 九州大学が、提出した「大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」中、「X 大学院の運営管理」においても、同様の記載がある

³¹。

2 当財団の評価

(1) 教育案件については、規定の未整備はあるが、法科大学院運営委員会及び教務委員会の議を経て、法科大学院教授会が専権にてこれを決しており、その意思決定の自主性・独立性は、確保されていると考えられる。

(2) 次に、人事案件についてみると、法科大学院教員人事については、法学研究院人事委員会の構成に配慮するという方法で、法科大学院の意向を反映させようとしている点は、所与の枠組内において法科大学院の自主性・独立性を確保しようとするもっともな努力としては評価できる。しかし、制度的な保障ではない点は、自己点検・評価報告書が自認するように、問題である。現地調査に

³¹ 補正計画書中「大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」19頁「3 教員の任用」参照。

あたり、この点については、すでに設置審査の段階で指摘されていたとのことでもあり、問題の所在は、すでに判明していたものと判断できる。さらに、「法科大学院教員アンケート」では「自主性・独立性」に関して問うている項目11の回答にも、必ずしも、自主性・独立性が確保されているとは思わないとする回答が、少なからず見られる。そして自由記載欄には、「人事案件を否定されたことは、大問題とある。」とあった。しかし、このトライアル評価の現地調査の後、法科大学院の人事に関しては法学研究院教授会からの独立性を確保するための申し合わせ事項を設けるに至り、この問題は解決したとのことである。

3 多段階評価・合否判定

(1) 結論

合

(2) 理由

教務事項については、自主性・独立性が確保されている。また、人事については、現在の枠内で、自主性・独立性が確保されるよう、一応の努力はしている。

4 改善提案・助言・参考意見その他コメント

人事問題に関する独立性の確保に問題があったが、一応、法科大学院の人事に関する申し合わせが成立し、この問題は解決されたとのことである。

1-4-2 管理運営（2）

（評価基準）法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること，実施していない場合には合理的理由があり，かつ適切な手当等を行っていること。

1 当該法科大学院の現状

（1）本評価基準は「法科大学院が，学生に約束した教育活動等の重要事項を誠実に履行する形で運営されていることを評価する」ものである。「教育活動等の重要事項」とは，開設科目や教員の配備等法科大学院の教育活動にとって重要な部分で，入学志願者等が志望校選択の際の判断要素としたもの，「学生に約束した」とは，大学紹介や学生募集要項等で入学志願者に対して表明したこと，をいう³²。

上記の意味で，「学生に約束した」「教育活動等の重要事項」として，当該法科大学院ホームページ，パンフレット等で確認できるものは以下のようなものであると思われる。

- ・学生定員 100 名に対して専任教員 30 名のスタッフによる教育体制。
- ・入学者選抜での多様な学生の受入れ。
- ・教育内容・方法等については，（1）複眼的視座を基調とした「法的能力」の涵養。（2）少人数による新たな教育方法の導入と自修による体系的知識の修得（「双方向型の教育手法を用い，ほとんどのクラスで少人数教育（35 名クラスを標準）を行い，肌理細やかな教育を実践する」）。（3）学際的視点の注入（授業科目の多様性）。（4）理論と実務的経験の融合。
- ・いわゆる「教育連携」については，福岡県弁護士会，九州地域各法科大学院との連携による「多様かつ多彩な授業科目」の提供。
- ・経済的支援については，法科大学院生を財政的に支援するための奨学制度・貸与制度の実施。

（2）上記のうち，まず少人数教育の点については，当該法科大学院の自己点検・評価報告書によれば，「法律基礎科目 38 単位については」35 人を上限とするク

³² 当財団の法科大学院評価基準－解説。

ラス編成と双方向・多方向型の教育手法によるきめ細かな教育が実施されているとされる一方で、少人数教育の実現にこだわることで、他の教育手法が試みられない欠陥があるとの危惧が内部教員から表明されたほか、限られた講義時間の中での、双方向的、多方向的授業実施の困難さも指摘され、また、学生（特に未修者）からは、講義的な授業方式の実施も求める意見も出ている³³。

- (3) 学生の修学相談については、自己点検・評価報告書によれば、学生の要望も踏まえ、ダブルチューター制に切り替え、より相談しやすい体制を整え、また、生活面での相談窓口として、苦情相談窓口の設置を検討した（教授会承認）とされているが、他方で、「苦情相談窓口の運用はほとんどない」との記載もあり³⁴、学生との意見交換によれば、そのような窓口の存在自体が学生に認識されていない状況が伺われる。
- (4) 自学自修環境については、自己点検・評価報告書によれば、「図書利用サービスの24時間体制、適切な学修室の確保、コンピューターを利用した24時間の法情報検索体制などを整えている」³⁵とされるが、他方で、当財団実施の学生アンケートや現地調査における学生との意見交換によれば、特に次年度における学修室の机が不足する可能性について、不安が表明されている。また、自己点検・評価報告書によれば、「法科大学院専用図書室の整備」の必要性が課題として挙げられている³⁶。
- (5) オフィス・アワーについては、自己点検・評価報告書によれば、「学生の修学上の質問・相談にきめ細かく対応し学修指導を実施する体制を整えている」とされる³⁷。
- (6) 学生支援については、自己点検・評価報告書によれば「九州・山口地区の法科大学院生」のための「民間金融機関を利用した経済支援プログラム」を導入しているとされるが、「実質的に機能しなかった」とされている³⁸。
- (7) 法科大学院生の修了後のサポートについて、自己点検・評価報告書によれば、

³³ 自己点検・評価報告書 16 頁。

³⁴ 自己点検・評価報告書 16-17 頁。

³⁵ 自己点検・評価報告書 16 頁。

³⁶ 自己点検・評価報告書 17 頁。

³⁷ 自己点検・評価報告書 16 頁。

³⁸ 自己点検・評価報告書 16-17 頁。

「法務研究員の制度」が新設されているとされる³⁹。

2 当財団の評価

- (1) 少人数教育の点については、自己点検・評価報告書記載のように 35 名を上限とするクラス編成が適正に実施されているものと認められる。
- (2) 学生の修学相談については、ダブルチューター制に切り替えるなどの努力が見られるが、生活面での苦情相談窓口については、学生が十分に認識していない状況が伺われ、なお課題を残している。
- (3) 自学自修環境の点では、特に自習室等について、当財団実施の学生アンケートや現地調査における学生からの意見聴取による限り、かなりの不満（特に次年度以降の自習室の整備状況）があるように見受けられた。しかし、その後、年度内に全学生数分の机を確保することを学生に伝達し、次年度以降の学修室の机不足の不安は解消されたとのことである。
- (4) オフィス・アワーについては、一定の体制が整えられていると思われる。
- (5) 学生支援については、「九州・山口地区の法科大学院生」のための「民間金融機関を利用した経済支援プログラム」は、希望者がいないため実現されていないが、その必要性等も含めて再検討の余地があるように思われる。
- (6) 法科大学院生の修了後のサポートについては、「法務研究員の制度」が新設され、17 年度修了生はすべて法務研究員として登録され、法科大学院他の設備等を利用できる環境を用意しているとのことである。

3 多段階評価・合否判定

(1) 結論

B

(2) 理由

上記のように、少人数教育や学生の修学相談等については、学生に対する約束が十分に実施されているものと認められるが、例えば苦情相談窓口の存在が学生から認識されていない点や、自習室等について学生の不満・不安を十分に解消しきれていない点などいくつかの点で改善の余地があると言える。また経

³⁹ 自己点検・評価報告書 16 頁。

済支援プログラムも希望者がいないとはいえ、提供されるには至っていない。

以上により、約束した重要事項か合理的理由に基づく代替策が実施されているが、改善の余地があると評価する。

4 改善提案・助言・参考意見その他コメント

- ・学生の要望・意見を汲み上げる体制について、学生の不安・不満を解消する方策について十分に検討し実施される必要があると思われる。

- ・学修環境の整備について、学生の意見を十分に踏まえた上で、改善計画を早急に具体化することが望まれる。

1-5-1 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1 当該法科大学院の現状

(1) 自己点検・評価報告書では、「本法科大学院の具体的な特徴として」以下の6つがあげられている⁴⁰。すなわち、

「(1) 多様なバックグラウンドを持った学生を広く受け入れ、総合大学の基盤を活かした多様な学識を提供すること (多様性・開放性の重視)。

(2) 法律実務家を養成するという目的意識を明確にし、充実した実務基礎教育を重視し、理論と実務を架橋するだけでなく、法律実務家の社会的位置を意識した社会的連携を視野に入れた実務訓練体制を整備すること (社会的連携の強化)。

(3) 世界的視野の中での法律実務家の養成を目指し、既存のLLM・YLP (英語) コースと連携するだけでなく、アメリカ合衆国コロンビア大学ロー・スクールやアジアの協定大学をはじめとする海外ネットワークを活かした教育体制を整備すること (世界的ネットワークの活用)。

(4) 多様性・開放性・公平性の理念を財政的に支え、社会の隅々まで「社会生活上の医師」を派遣する独自奨学金による財政支援プログラムを確立すること (財政支援の充実)。

上記(1)～(4)以外に、以下の二つを付け加えることができる。

(5) 遠隔講義システムを利用した、鹿児島大学法科大学院、熊本大学法科大学院との教育連携を行うこと。

(6) 双方向型、多方向型の教育手法を用い、肌理細かな教育を実践するため、法律基本科目をはじめとするほとんどすべてのクラスにおいて、クラス標準を35名とする少人数教育を実施すること。」

(2) そして、これらについて、以下のような現状の分析が示されている。

「(1) について。入学者選抜にあたっては、公平性、開放性、多様性の理念を最大限に生かし、本学法科大学院の教育目標を理解し、共鳴し、その理念に沿っ

⁴⁰ 自己点検・評価報告書 19-21 頁。

た法律実務家を目指す入学者を受け入れるための学生受入方針をたてている。具体的には、本法科大学院が入学者に対し、法律実務家を目指す明確な問題関心を持ち、幅広い教養と柔軟な思考力・果敢な判断力を身につけ、人間的な洞察力・冷静な分析力を備え、社会現象に対する自分なりの問題への接近方法を身につけていることをその資質として期待していること等である。

実際に、平成16年および17年の入学者のなかには、医師、公認会計士、新聞記者、公務員をはじめとして、多様なバックグラウンドを有する者がいた。これらの学生は、授業においても、それぞれの社会経験に基づいた発言を行い、他の学生への刺激となっている。

(2) について。法律実務家養成という教育目標の見地から、法律実務を通じて基本姿勢・法曹倫理等を体験的に修得するため、模擬裁判、ロイヤリング、リーガル・クリニックのほか、弁護士事務所・企業法務部などにおけるエクスターンシップを実施した。特に、本法科大学院附属リーガル・クリニック・センターにおける法律相談の実施、(弁護士事務所や大企業にとどまらない) 幅広いエクスターンシップの受け入れ先の開拓などによって、十分な「社会的連携を視野に入れた実務訓練」が行われたと考えている。

(3) について。本法科大学院は、世界的視野の中での法律実務家の養成を目指し、「展開・先端科目群」の中の9科目について英語の授業を提供している。また、各国の留学生と交じってグローバルスタンダードの授業を体験でき、世界的法律問題を処理できる能力の涵養が可能となっている。

ただし、本年度はこれらの授業への受講希望者がいなかった。また、学生からの具体的な留学の希望も未だない。英語での授業科目の開講方法に問題、改善策はないかについて、また留学の促進を図る仕組みについて、運営委員会において討議したところである。

(4) について。平成16年度は、貸与を希望する学生全員が日本学生支援機構(旧・日本育英会)の奨学金を受領したことから、日本学生支援機構以外の特別な経済支援プログラムを再構築すべきとする要望は乏しかったが、独自奨学金による財政支援については引き続き検討する。

(5) について。開講科目の多様化と充実を図るという教育目標のために、高速情報通信網を利用して、主に教育連携協定を結んでいる他大学法科大学院(熊

本大学、鹿児島大学)との間で遠隔講義を実施している。また、本法科大学院附属リーガル・クリニック・センターに遠隔講義システムの機器が設置されたことにより、遠隔講義システムを利用したリーガル・クリニック等の実務科目の実施、弁護士向け講座の実施等が可能になった。

遠隔講義実施により明らかになった、設備の不具合等については随時検討し、この段階で改善可能なものは改善された。また、学生による授業評価アンケートにより出された遠隔講義システムの問題点については、教授会において討議され、次年度以降の対応策としてまとめられた。本法科大学院附属リーガル・クリニック・センターに設置された遠隔講義システムについても、利用開始に向けて計画案が作成されている。

(6)について。教員からは、35人クラス実現にこだわることで、他の教育手法が試みられない欠陥があるとの危惧が表明されたほか、限られた時間の中での、双方向的、多方向的授業実施の困難さも指摘された。また、学生(特に未修者)からは、講義的な授業方式の実施を求める意見も出た。そのため、法科大学院教育のあり方、あるいは、3年間(既修者は2年間)を通しての到達度評価等について、学生に対して説明会を実施したほか、教員間においても継続して意見交換を実施した。

授業評価アンケートの集計結果をFDの資料としてまとめ、その後実施した学生への説明会の記録、継続して実施している教員間の意見交換の記録とともに、引き続き双方向型、多方向型の教育手法を用いた肌理細かな授業を实践するうえでの、確認・改善のための資料とした。」とされている。

(3)このほか、「平成16年度年度計画の実績報告書(法務学府)」⁴¹から、特徴(1)に関連して、所属教員の入試の「公平性」を損ないかねない振る舞いに対し迅速な対応がとられたことが、「平成17年度FDの実施状況」⁴²から、特徴(2)に関し、多様な受け入れ先が用意されていることが、また、特徴(4)に関し、「九州大学法科大学院地方自治体奨学金要綱」⁴³がすでに策定されていることがわかる。そして、「九州大学・熊本大学・鹿児島大学—法科大学院教育連携」パンフレットから、特徴(5)の詳細を知ることができるし、加えて、特徴(6)

⁴¹ 添付資料4「平成16年度年度計画の実績報告書(法務学府)」6頁。

⁴² 添付資料6「平成17年度FDの実施状況」中の「平成16年度エクスターンシップの概要」。

⁴³ 補正計画書中「大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」の資料12。

については、「平成 16 年度前期後期，17 年度前期の，科目別クラス数及び履修登録者数」⁴⁴にその実績が示されている。

2 当財団の評価

(1) 自己点検・評価報告書があげる特徴(1)は、審議会意見書を引くまでもなく、法科大学院制度の根幹をなすものであり、当然といえば当然のことではあるが、すべての出発点としてこれを特徴の初めに掲げることに積極的意味が見いだされよう。特に、上述のとおり、これを損ないかねない状況に対し適切な対応がとられたことは、その趣旨を十分理解していることを示すものであり、評価してよい。現地調査の際の担当者の説明によれば、2004 年度には、医師・歯科医 5 名、公認会計士、米国弁護士あるいは新聞記者各 1 名が入学しており、多様なバックグラウンドをもった入学者がおり、他の学生の刺激になっている点も、積極的に評価される。

(2) 自己点検・評価報告書があげる特徴(2)については、多様な受け入れ先が用意されていることが、前掲の添付資料 6 からうかがうことができる。受け入れ先確保については、評価できる。なお、添付されている「エクスターンシップ集合研修議事録」には、弁護士事務所において研修した者が見あたらないが、現地調査の際の質疑応答によれば、弁護士事務所にも多くの受け入れ先を確保していることがわかる。

もっとも、そこで唱えられている「社会的連携」については、その意味がはっきりしていない。エクスターンシップだけでは、「連携」の内容としては不足であろう。それ以上の具体的「連携」の内容について、現地調査の際、明確な答えを得られなかった。連携の積極的な位置づけが望まれる。

(3) 自己点検・評価報告書があげる特徴(3)については、その取り組みは、高く評価することができる。また、希望者のいなかったことをふまえて、「英語での授業科目の開講方法に問題、改善策はないかについて、また留学の促進を図る仕組みについて、運営委員会において討議したところ」⁴⁵とされており、FD活動の必要性を認識している点も同様である。現在の新司法試験の状況（厳

⁴⁴ 添付資料 11-2「平成 16 年度前期後期，17 年度前期の，科目別クラス数及び履修登録者数」。

⁴⁵ 自己点検・評価報告書 20 頁。

しい競争)に照らすなら、学生がこれらの新たな試みに参加を躊躇するのは已むを得ないことであり、参加者がいなかったことを否定的に評価することはできない。ただ、せっかく運営委員会でこの問題について討議したのなら、(3)は本法科大学院の誇るべき特徴となりうるものであるので、早急に方策・改善策を提示することが望ましい。

- (4) 自己点検・評価報告書があげる特徴(4)については、「学生支援機構以外の特別な経済支援プログラムを再構築すべきとする要望は乏しかった」⁴⁶となっているが、先に示した「九州大学自治体奨学金要綱」のような免除をとともうもの、あるいは、返還の必要がないものに対する需要が少ないことも確認しておくべきである。このような奨学金について、需要がないとは通常考えられないであろう。

いずれにしても、「財政支援については引き続き検討する。」という消極的姿勢に止まらず、学生のニーズをはっきりさせる一方、他方では、すでに設置より2年近くも経過しているのであるから、少なくとも、財源の確保についての見通しを示すべきであろう。現地調査の際の担当者からの報告によれば、財源確保は、自治体財政の逼迫もあり、かなり難しいとのことである。理解できるところであるが、そうであるなら、(達成不可能であることも含め)その点を明確にし、別の方途を探ることも検討してみるべきであろう。

なお、いわゆる募金活動は、対象とした自治体や企業を、エクスターンシップの受け入れ先とすることができたという副産物を生み出したとのことである。担当者の方々の努力を多としたい。

- (5) 自己点検・評価報告書があげる特徴(5)については、独特の試みとして、高く評価できる。また、問題改善へ向けた迅速な取り組みも同様である。

さらに、当該法科大学院附属リーガル・クリニック・センターに設置された遠隔講義システムの運用が、策定された計画案に基づき近く始まり、この遠隔講義システムを利用したリーガル・クリニック等の実務科目の実施、弁護士向け講座の実施もまた、新たな試みとして評価してよい。これらの実践とその成果についての報告書が早く公表されることは、他法科大学院にとっても有益であろう。

⁴⁶ 自己点検・評価報告書 20 頁。

- (6) 自己点検・評価報告書があげる特徴(6)についても、評価してよい。具体的には、項目「【6-1-5】 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること」にゆずる。

3 多段階評価・合否判定

(1) 結論

B+

(2) 理由

特徴としてあげられている6項目中、特徴それ自体としてみれば、すべての法科大学院に当てはまるべきである(1)をのぞき、当該法科大学院の特徴として、特記に値するものであり、特徴を追求しようとする積極性は評価できる。しかしながら、まずもって特徴(4)の財政支援プログラムについては、他の奨学金で足り、需要がないとするに止まり、積極的に取り組んでいこうとする姿勢が見受けられない。パンフレットに九州大学法科大学院の特徴として経済支援が掲げられている以上、より積極的にこれに取り組むべきだろう。

つぎに、特徴(2)の社会的連携については、「連携」の具体的意味がエクスターンシップ以外には必ずしも明瞭ではない。また、特徴(3)の「世界的ネットワークの活用」の活性化は空振りに終わっており、(5)の「九州大学法科大学院附属リーガル・クリニック・センターに設置された遠隔講義システム」の利用計画についても、実際上有効活用されているとは言い難い。

以上のように、特徴の追求では高く評価されるものがあるものの、実践面において、いまだ十分効果を出し切れない部分がある。よって、評価Bとする次第である。

4 改善提案・助言・参考意見その他コメント

抽象的な議論ではなく、たとえばアクションプログラムの策定といった観点からの、各担当部局(委員会等)の活発な活動を期待したい。

4-1-1 教育内容・教育方法の改善への組織的取り組み（1）

（評価基準）教員に教育内容や教育方法を改善するための研修機会や内部研鑽の機会等が適切に用意され、実施されていること。

1 当該法科大学院の現状

（1）FDへの取り組み体制

当該法科大学院におけるFD活動は、運営委員会の指示に基づき、FD企画委員会が具体的に企画・運営し、定例の法科大学院教授会の議題として、またFDのための特別の教授会を開催して実施されている⁴⁷。なお、FDに関する提言・発議は、運営委員のみならず、全教員が行うことができることとされており、また実際に運営委員以外の教員も企画・運営に参加しているとのことである⁴⁸。

また、当該法科大学院は外部評価を導入しており、そのため、年度計画実績報告書を作成し、外部評価委員との意見交換会で説明・議論するなどしている⁴⁹。

もっとも、運営委員会およびFD企画委員会を含む各種委員会の構成員・任期は示されているものの⁵⁰、これらの委員会の所掌や相互の関係、教授会との関係などについては、規程や申し合わせ事項等による文書化がされておらず、個々のFD活動が具体的にどのような手続にしたがって発議・企画され、決定・実施されることになっているのかは詳らかでない。また、FD活動は、当該法科大学院の各種委員会でいえば、教務委員会、授業・教材委員会、教育支援委員会などの所掌とも重なるはずであるが、それらの委員会およびそれらが実施する活動との連携・調整についての規程や申し合わせ事項等の文書は存在せず、委員会相互の具体的な連携・調整に関する仕組みも明らかでない。そのためか、この点については、自己点検・評価報告書でも抽象的にしか触れられていない⁵¹。

⁴⁷ 添付資料5「平成16年度FDの実施状況」および資料6「平成17年度FDの実施状況」。

⁴⁸ 自己点検・評価報告書22頁。

⁴⁹ 添付資料4「平成16年度年度計画の実績報告書（法務学府）」および資料5「平成16年度FDの実施状況」中「外部評価委員との意見交換会」記録。なお、外部評価にかかる活動について、自己点検・評価報告書では、FD活動それ自体としては取り上げられていないが、広い意味でのFD活動への取り組みに含まれると考える。

⁵⁰ 添付資料10-1「平成17年度法科大学院各種委員会等名簿」。

⁵¹ 自己点検・評価報告書24頁。

外部評価委員との意見交換会については、そこで示された意見が、その後、当該法科大学院においてどのように具体的にフィードバックされる仕組みとなっているのかも不明である。

部門（講座）ごとのFDについては、自己点検・評価報告書では直接触れられていないが、法系ごとの院生との懇談会記録やFD教授会記録などから、部門ごとの会議体が存在し、FDに関わる何らかの活動が行われていることは伺える⁵²。しかしながら、これらの会議体に関する規程（文書）は存在せず、部門会議の招集通知や議事録などの記録も存在しない。そうだとすると、部門ごとの“組織的な”FD活動は行われておらず、都合のつく教員が適宜集まって協議や意見交換をしているのが実状であると思われる。また、部門間の相互の連携・調整や部門ごとのFD活動の成果を他の部門や法科大学院全体に対してフィードバックする仕組みや手続も用意されていない。

（2）FDへの取り組み内容

当該法科大学院では、上記の体制のもと、授業方法の改善、授業内容の調整、学生の負担や成績評価の適正化を図る目的で、平成16年度で全15回、平成17年度において前期中に9回のFDのための会合・会議などを開催したとしている⁵³。

もっとも、自己点検・評価報告書がFDとしてとりあげている活動には、オリエンテーションや履修・学修指導（エクスターンシップ説明会を含む）、新司法試験サンプル問題解説、学生との懇談会などが含まれている。もちろん、これらにもFD活動としての意味はあろうが、授業内容や方法の改善に関する“教員相互の”研修や研鑽の機会という意味でのFD活動としては、平成16年度で4回（後述の「教員による自己評価アンケート」および「教員相互の授業参観」を含めると6回）、平成17年度で2回（同3回）である⁵⁴。

⁵² 添付資料5「平成16年度FDの実施状況」および資料6「平成17年度FDの実施状況」。

⁵³ 自己点検・評価報告書では、「定例教授会におけるFDのほか」とされているが（22頁）、定例教授会におけるFDの記録は添付資料になく、また、添付資料5および6のFD記録には、たとえば、「次回FD開催予定案内」として、「日時：10月20日（教授会の時間を利用して）」という記述があることから（「前期授業評価アンケート結果に関するFD記録」）、定例教授会におけるFDは、平成16年度全15回、同17年度9回のうちに含まれているものと思われる。

⁵⁴ オリエンテーションや履修・学修指導を（FDの要素がないとはいえないが）FD活動そのものとしてとりあげるのは奇異に思われるし、また新司法試験サンプル問題の説明会および解説会は明らかにFD活動とはいえない。さらには、学生との懇談会を教授会などでの議論や授業参観などと並べてFD活動の回数に数えることにも違和感を覚える。もちろん、学生としっかりとコミュニケーションをとることもFDの一環であ

当該法科大学院に特徴的なFDへの取り組み内容として、自己点検・評価報告書は、ア 新学期開始前における講義科目の予習指示⁵⁵、イ 学生との懇談会・説明会とそこでの議論の教員へのフィードバック⁵⁶、ウ 授業内容・課題・テスト内容等に関する調整⁵⁷、エ 九州の他の法科大学院との連携による教員間の意見交換や、外国のロースクールの教育体制等調査とその成果の周知をあげている。

しかしながら、確かに、アの予習指示は、FDの成果であるが、添付資料11を見る限り、とりたてて特徴的な工夫がされているわけではなく、「成果」というにはあまりに寂しいように思われる⁵⁸。しかも、「各講座担当教員の合議により」と言いながら記録はなく、純粋未修者に対して、どのような予習をどの程度させておくべきか、そのための指示はどのようなものが適切かなどについて、各講座担当教員間で議論のうえ調整し、決定したことを示す記録は存在しない。

イの学生懇談会については、全体および部門ごとに多くの教員が学生と懇談し、意見や要望を吸い上げる機会を多数設けていることは特筆に値しよう。しかしながら、意見交換や教員からの説明の場が設けられたことを示す記録やそこで提起された学生からの要望や意見について、教授会で取り上げられ意見交換がされたことを示す記録はあるものの、法科大学院全体として、あるいは部門ごとに、FD活動に関連する話題について「具体的に何をどのように実施すべきかについて議論をした」記録や、その結果として「何らかの決定に至ったことを示す」記録（内規や申し合わせ事項など）、責任のある立場からの学生の意見や要望に対する回答書といったものは存在しない。

ウの授業・テスト調整についても、当該法科大学院が力を入れているソクラテス・メソッドを採用する場合の留意点や効果的に授業展開・運営をするための工夫などについて、教員相互に経験やアイデア、知見を共有しあうような

るが、それと教員の研修・自己研鑽の機会としてのFDとは、やはり別立てとすべきではなかろうか。そうだとすると、懇談会での学生との議論・意見交換が各部門の会議・会合などで取り上げられ、授業方法や内容の改善のための議論や研修が行われるなど、教員の自己研鑽の機会が提供されたことを示す記録がないことから、結局、教員相互の研修・自己研鑽の機会という意味でのFD活動は、教授会でのFDとして平成16年度で4回（教員による自己評価アンケートおよび授業参観を含めると6回）、平成17年度で2回（同4回）となる。

⁵⁵ 添付資料11-1 予習案内の書面。

⁵⁶ 添付資料5「平成16年度FDの実施状況」および資料7「平成16年度教育に関する調査の実施状況」。

⁵⁷ 添付資料5「平成16年度FDの実施状況」。

⁵⁸ アだけでなく、イもウも、多くの法科大学院で「当然のこと」として実施されており、とりたてて「特徴的」といえるほどのものではない。ただし、イの実施回数は特筆に値する。

機会を設けたり、3年間（2年間）の教育課程の中で、各学年・学期ごとに、どのような内容・レベルの授業を展開すべきか（学生の到達度としてどの程度を要求するか）、それと現実の学生の能力・実力との兼ね合いで、予復習・課題に対する学生の負担としてどのくらいが適切か、などについて、法科大学院全体として、あるいは部門ごとに議論を重ねたうえで、一定の指針なり方針なりを示したりすることが望ましいが、そのようなことが実施されたことを示す記録はない。

また、試験の出題内容や成績評価について、全教員に開示し、相互に意見を求める体制を整えていることは、評価に値するが、（予復習を含む）授業を通じて学生が修得したことが適切に測定されるような試験形式・内容となっているか（どのような形式・内容の試験が望ましいか）、試験の採点や成績評価の方法および基準が適切・公平か（どのような方法・基準が適切か）、各評点（A～D）の判定基準をどのように設定するか、などについて、教員同士で議論をたたかわせたり、経験や知見を共有しあったことを伺わせる記録はなく、また、その成果として、一定の指針なり方針なりを決定したことを示す記録もない⁵⁹。さらには、成績評価に関しては、各教員がシラバスで示している成績評価基準は「総合的評価」とされていることが多く、具体的な評価基準を示しているものが少ないこと⁶⁰、科目（担当教員）によって成績分布に著しいバラツキが生じていること⁶¹などともあわせて見ると、授業内容や方法、成績評価に関する意見交換は、実質的効果を生み出していないのではないかと推測される。

エの他の法科大学院・ロースクールとの意見交換については、他の法科大学院と積極的に連携し、意見交換を行っていること、教員による自己評価アンケートについても、これだけ詳細なものはなかなか実施されていないと思われることから、それ自体としては高く評価すべきである。しかしながら、やはり、それらの成果を法科大学院全体として共有し、具体的な教育内容・方法等の改善

⁵⁹ とりわけ、絶対評価（到達度評価）による場合は、教員間で到達度について共通の認識をもつことが必須である。そうでなければ、絶対評価は結局「恣意的な」評価でしかない。

⁶⁰ シラバス集（学生便覧）参照。なお、本文は、「総合的評価」をすること自体が不適切であるという趣旨ではない。総合的評価であっても、たとえば、「小テスト（～回）：○点、中間試験：○点、期末試験○点の合計○○点のうち、△点以上をA、×点以上△点未満をB、・・・とするが、課題レポート：○点、出欠点○点、授業参加度○点を加味する」など、総合的評価の対象となる項目と成績評価に対するその重みを示すことはできるし、またそうすべきであるという趣旨である。

⁶¹ 添付資料 12-2「科目別成績評価」。

にフィードバックしていく仕組みは必ずしも整備されていない。また、他法科大学院との連携の機会を捉えて、(法科大学院間で) 教員による相互授業参観や授業実践報告、研修授業などは行われていない。

最後に、自己点検・評価報告書では、FD活動としては取り上げられていないが、教員相互の授業参観(平成16年度。平成17年度も実施予定)が実施されている⁶²。そのこと自体はFD活動の一部として評価すべきことだが、授業参観が行われていない科目が相当数あることや、専任教員の多くが授業参観に参加していないという問題がある⁶³。また、授業参観は、参観することそれ自体に意味があるとしても、やはり、参観後に担当教員と参観者との間で、さらには少なくとも部門担当教員間で、質疑や討論を行って初めて、授業改善に資するものになると考える。しかしながら、そのような質疑・討論の機会(制度としては)設けられていない⁶⁴。さらには、参観者が誰に(どこに)報告書を提出し、誰が(どこが)取りまとめているのか、参観の報告がいつどのような形で担当教員に伝えられるのか、その後の質疑・討論の機会がいつどのような形で設定されるのか、質疑や討論の成果を他の教員や部門、法科大学院全体に共有化していくのかなど、教育内容・方法の改善へと至る仕組みや授業参観の成果を学生に開示するための制度も定められていない。

兼担、兼任教員をも巻き込んだFD活動については、設置準備の段階では行われたとのことだが、法科大学院開設後は行われていない⁶⁵。また、外部研修については自己点検・評価報告書に記載がなく、組織的な取り組みとしては実施されていないようである。

2 当財団の評価

(1) FDへの取り組み体制

⁶² 添付資料7「平成16年度教育に関する調査の実施状況」中、「平成16年度法科大学院 授業参観日程表」および「授業参観報告」。

⁶³ 同上脚注参照。前記開講科目については授業参観が実施されていない。後期開講科目についても、(同一科目について同じ教員が複数クラスを担当する場合は、1科目とし、いずれかのクラスについて参観がされれば実施されたものとして)平成16年度参観予定科目26科目中10科目については、参観者がなく実施されていない。また、専任教員32名のうち(みなし専任を含む)、他の教員の授業を参観した者は10名にとどまる。

⁶⁴ 当該法科大学院における授業参観報告書は、このような質疑・討論を促し、教員同士の切磋琢磨を促進するためのものとしては、簡略に過ぎると思われる。

⁶⁵ 現地調査におけるFD活動・授業についての意見交換。

F Dへの取り組み体制は、一応整えられているが、F D活動に関わる各種委員会の相互関係や教授会との関係、所掌などは必ずしも整理されていない。また、部門ごとの協議や意見交換は頻繁にされているようだが、「組織的な」F D活動としては行われていない。結局、単発のF D活動は活発に行われており、その成果を全体に「知らせる」システムはあるが、組織的かつ実効的に実施するシステムやF Dの成果を分析・検証して法科大学院全体で共有化し、個々の教員にフィードバックするための仕組みが不十分である。F Dの成果を内規や申し合わせ等の文書にすることもされていない。

確かに、学年定員 100 名程度以下の中規模法科大学院において、F Dに関わらずあまりに詳細な組織と手続とを定めておくことは、かえって柔軟な対応を困難にすることがありえよう。しかしながら、他方で、曖昧な組織や手続によるアド・ホックな活動では、システムティックで実効的な活動を継続するには限界がある。

とりわけ、F D活動は、教員組織が全体として、より良質な教育を提供するための組織的活動を指すものである。したがって、それは、一部の教員の個人的な負担によるのではなく、教員組織全体として行われなければならない。結局、当該法科大学院におけるF Dへの取り組み体制は、実質的に、運営委員会委員を中心とする一定範囲の教員によって担われており、法科大学院全体として組織的に取り組む体制とまではなっていないと言わざるをえない。

なお、この点に関連して、1-2-1で自己評定をBとする理由の一つとして、「年間を通じた計画に基づく系統だったF D等の実施が不十分であり、このための検討がやや場当たりので一貫した教育理念の追求という点で弱点が見られた」⁶⁶ことをあげながら、4-1-1の自己評定はAであり、改善計画も「特にない」とされており、矛盾している。むしろ、「場当たりのな」F D活動は多数実施されているが、前述のとおり、法科大学院全体として、F Dに組織的に取り組むための仕組みは十分に整備されていないというのが実状であろう。また、「F Dに対して教員全員が非常に協力的である」と自己評価しているわりには、もっとも重要なF D活動である授業参観への専任教員の参加率が非常に低いことも気になる。

⁶⁶ 自己点検・評価報告書8頁。

(2) FDへの取り組み内容

自己点検・評価報告書が「特徴的」として取り上げる具体的なFD活動のうち、アの予習指示やウの授業・テスト調整は他の法科大学院でも概ね実施されているものであり、それ自体はとりたてて特徴的なものでない⁶⁷。むしろ、それらへと至るプロセスのほうが重要だと考えるが、その段階で、教員間での活発な議論を通じて、経験や知見の共有化が積極的に行われた形跡は伺えない。イの学生懇談会は、これだけの頻度と内容のものを実施しているところは少ないと思われ、それ自体は評価に値するが、(次の学生アンケートに関しても言われていることだが) 学生の中には「十分な回答がない」として否定的な見方をする者もいる⁶⁸。

むしろ、自己点検・評価報告書が“軽い”扱いをしている「相互授業参観」や「教員による自己評価アンケート」こそ、特徴的なFD活動として取り上げられてよいし、これらこそ、FD活動の中核として位置づけられるべきものではなかろうか。とりわけ後者は、他の法科大学院ではあまり見られない詳細なもので、その結果を分析・検討し、法科大学院全体で問題意識を共有化することで、より実効的なFD活動の展開を期待できると思われる。

前者の授業参観については、既述のとおり、授業参観不実施科目が相当数あること、専任教員の授業参観率が低いこと、参観後に教員間で質疑・討論して授業改善へと役立てる仕組みがないことなどの問題がある。

総じて、当該法科大学院のFDへの取り組み内容については、(すでに取り組み体制について指摘したことと重なるが)、実施されたFD活動とその成果を分析・検証して、個々の教員の教育能力やスキルの向上、ひいては法科大学院全体の教育の質の向上へとつなげていくシステムが重視されていないという印象を受ける。「何が行われたか」だけではなく、それがどのようにして行われ、ど

⁶⁷ もちろん、特徴的でない“平凡な”活動が重要でないという趣旨ではない。平凡な活動の積み重ねこそがFD活動の中心のはずだからである。しかしながら、だからこそ、そこへ至るまでの仕組みやプロセス、また実施後の教員・法科大学院全体へのフィードバックについて、いかに工夫を凝らし、組織的・実効的なものとしようとしているかが問われているのではなかろうか。前述のとおり、当該法科大学院において、そのような仕組みやプロセスは十分に整備されているとはいえない。

⁶⁸ 当財団実施の学生アンケート回答結果。もっとも、法科大学院や教員がいかに誠実に意を尽くして説明や回答をしても、それが自己の意に沿わないものだと、その結論だけを捉えて「十分な説明がない」とする者も多いので、鵜呑みにするわけにはいかないが、当該法科大学院では、次の学生アンケートの取り扱いに関して見られるように、学生に対して「正式に回答する」システムが用意されておらず、学生との懇談会における意見や要望についても同様だと思われる。

のような教育の質の向上につなげられたか、ということも重視されるべきであろう。

3 多段階評価・合否判定

(1) 結論

C+

(2) 理由

前述のとおり、当該法科大学院のFDへの取り組み体制および内容は、いずれも、法科大学院全体として“組織的なもの”とまではなっていない。そのためあつてか、FDに関わる活動は多数行われているものの、それらは、必ずしも“質的な”充実や拡がりには必ずしも繋がっていないと思われる。この点で「適切に実施されている」とは言い難い。また、教員の自己研鑽・相互研鑽の機会が多数設けられているわけでもない。

他方で、FDに積極的に取り組もうとしている当該法科大学院の意欲と姿勢は、高く評価されるべきであるし、実際に一定の成果もあげている。また、個々のFDへの取り組み内容についても、とりわけ、教育の質の向上にとって、もっとも有益だと考えられる「相互授業参観」と「教員による自己評価アンケート」を開設初年度から実施していることは特筆に値する（残念ながら、それらはいまだ実効的なプロセスあるいはシステムとして構築され実施されるに至っていないが）。

しかし、法科大学院制度自体が草創期であり、法学教育におけるFDも緒についたばかりである。そうだとすれば、現時点で、FDに関して「組織的な」取り組みを「適切に実施する」ことには困難がともなう。その中で、当該法科大学院の努力は評価に値する。そこで、C+とする。

4 改善提案・助言・参考意見その他コメント

FDへの取り組み体制および内容を“組織化・システム化”することの重要性については、前述したとおりである。

4-1-2 教育内容・教育方法の改善への組織的取り組み（2）

（評価基準）教育内容や教育方法を学生が評価し教員に通知する仕組みが制度上用意され実施されていること。

1 当該法科大学院の現状

学生アンケートによる評価ではないが、4-1-1の「FDへの取り組み内容」で示したとおり、学生との懇談会はよく開催されており⁶⁹、教育内容や方法についての学生による評価も、ある程度そこで把握されている。もっとも、懇談会で提起された問題点について、その後、教員側・法科大学院側の回答がどのように示されているのかは不明である⁷⁰。

学生による授業評価アンケートは実施されているが、一年に一度しか実施されていないようである⁷¹。評価項目はおおむね適切であると思われるが、「授業全体の評価」を問う項目がない。アンケートの集計結果は、公式には学生に開示されておらず、またそれに対する教員の回答も義務づけられていない⁷²。また、法科大学院としての回答・対応も公式には示されていない⁷³。そのためか、アンケートの回収率は概ね非常に低い⁷⁴。

アンケート結果について、法科大学院全体への報告がされ、意見交換はされているが⁷⁵、アンケート結果を分析したうえで、全体としての問題点の抽出、対応

⁶⁹ ただし、平成16年度は、前期だけで、講座（部門）ごとの懇談会3回を含む合計7回の懇談会や説明会（年度・学期初めのガイダンスやオリエンテーション、エクスターンシップ説明会、新司法試験サンプル問題説明会を除く）が開催されたが、平成17年度前期は2回でしかない（添付資料5「平成16年度FDの実施状況」および資料6「平成17年度FDの実施状況」）。

⁷⁰ 当財団実施の学生アンケート回答結果。添付資料5中の各懇談会記録、現地調査の後に送付されてきた追加資料など。懇談会の中で、教員側・法科大学院側の意見として示されていることはあるが、提起された問題点について、その後検討し、その結果を学生に回答したこと、およびその回答内容を示す記録は存在しない。

⁷¹ 学生アンケートについては現地調査でも、平成16年度前期のみならず平成16年度後期も行われたものか判然とせず、何度か記録の提供を求めたが提供されなかった。しかし、2006年4月14日に至ってトライアル評価報告書原案に対する意見書の添付資料としてはじめて平成16年度後期の学生アンケートの集計結果の提供があったものである。このような事情から、当財団は当該法科大学院では年に一度しか学生アンケートを実施していないという前提で評価を行った。資料が適時に提供されていれば、もっと高い評価になったであろう。

⁷² 集計結果の開示や回答は、担当教員の裁量に委ねられている（現地調査におけるFD活動・授業についての意見交換の際の大出法科大学院長の発言および現地調査における学生との意見交換）。

⁷³ 前注の大出法科大学院長の発言。

⁷⁴ 添付資料7「平成16年度教育に関する調査の実施状況」および資料8「平成17年度教育に関する調査の実施状況」・中の授業評価アンケート集計結果参照。平均回収率は計算されていないので、ざっと見た感じであるが、30%にも達しないと思われる。

⁷⁵ 平成16年9月25日および平成17年6月15日のFD記録（添付資料5および6）。

策の検討、学生の評価の高い授業とその方法の紹介などまでには至っていない。
また、部門ごとの検討会なども開催されていないようである。

2 当財団の評価

学生との懇談会を多数開催して、学生とのコミュニケーションを密にし、学生の要望や意見を適時に吸い上げ、また、教員や法科大学院の考えるところを誠実に説明し理解を求めようとしている点は、非常に高く評価できる。しかし、学生懇談会では匿名にはならず、学生が本音を吐けるかどうか疑問がある。現地調査時の評価員による学生との懇談会でも、学生は発言者が特定されてそれが法科大学院側に知られることに非常に神経質であった。

また、学期ごとに開設科目が異なるにも関わらず、前期中間期にしか学生アンケートを実施していない。当該法科大学院が発足して2年にならんとしているのに、年1回の学生アンケート調査はいかにも少なすぎる⁷⁶。法科大学院によっては、各学期の中間と期末と2回ずつ行っているところもある。回収率が非常に低いことも気になる。一因として、アンケート結果の開示がないこととそれに対する各教員からの回答がないことにより学生の回答意欲が阻害されているという事情もあるようで、そのような意見をいう学生もいた。

アンケート結果は、すべてではないにせよ学生には開示する必要があるし、意見や要望に対しては、改善策や対応策があればそれを、受け入れられないならばその理由を学生に示すことが教員には義務づけられているというべきである。

3 多段階評価・合否判定

(1) 結論

C-

(2) 理由

学生アンケートよりも、学生との懇談会を重視しているとも思われるが、匿名でなければ出てこない要望や意見もあるのだから、学生アンケートを軽視するべきではなかろう。

当該法科大学院が学期ごとにアンケートを実施していない点は、理解できな

⁷⁶ 前注 71 を参照のこと。

い⁷⁷。そのうえ、アンケートに対する教員からの回答が義務づけられておらず、法科大学院全体としての回答・対応も示されない、アンケートの集計結果すら開示されない、というのでは、いったい何のためのアンケートなのであるかという疑問も生じよう。学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用するための当該法科大学院の取り組みは、質的にも量的にも水準に達しているとは言いがたい。

4 改善提案・助言・参考意見その他のコメント

学生による授業評価は、少なくとも学期ごとに実施すべきであろうし（その後の授業改善を期待できるという点で、学期中間期のほうが受講者にとっては意義が大きい）学期中間期と学期末に、学生による授業評価アンケートを実施している法科大学院もある⁷⁸。

また、学生に評価させたい項目は、科目の性質や授業の方法・内容により、教員ごとに異なるはずである。したがって、アンケート項目については、共通のもののほか、教員ごとにある程度自由に設定できるものがあってよい。

なお、教師にとっても学生にとっても、理想は、担当教員が、その担当授業の特性に合わせて随時アンケートをとり、それを参考にしながら、継続的に授業改善を行っていくことである。教員のそのような努力を法科大学院として支援する仕組みもあるとよいだろう⁷⁹。

アンケート結果の信頼性がその回収率に依存することはいうまでもない。したがって、アンケートの回収率をあげるための工夫をする必要がある。たとえば、授業終了 10～15 分前にアンケートを実施することにし、その時点で教員は退出して、事務局が用紙を配布して記入させ、出入り口で回収する（時間内に記入しきれない場合は、後で回収箱等に入れるよう指示する）などが効果的であろう。また、回収率をあげるためには、アンケートの集計結果を速やかに開示し、それに対して、教員や法科大学院から、誠実に回答がなされることも重要である。

教員からの回答については、これを全員が回答するよう義務づけるのは、直ち

⁷⁷ 前注 71 を参照のこと。

⁷⁸ 前注 71 を参照のこと。

⁷⁹ 情報センターなどと協力して、専用のマークシートを作成したり、授業アンケート専用 Web ページを作成したりすることなどが考えられる。

には困難かもしれないが、少なくとも、運営委員会や教務委員会、あるいはFD
企画委員会などのレベルでアンケート結果を集約し、法科大学院としての対応を
学生に示したりすることは、可能であろう。

6-1-1 授業（1）

（評価基準）学生に対し適切な科目の履修選択ができるよう指導をしていること。

1 当該法科大学院の現状

（1）全体の履修ガイダンス

基本的なガイダンスの特徴は、標準的な履修モデルの設定がなされていることである。当該法科大学院は、入学式後の学生に対するガイダンスにおいて、教務委員会主催で履修指導を行っている。さらには、4月中旬に1年次の学生に対する全体説明会を開催し、そこで、履修方法・進級要件等の全体の説明会を行うとともに、再度、履修選択に関する指導を実施している。入学はじめに学生各人には学生便覧が配布される。それには、法科大学院の修了要件と履修方法が記載されている。そこでの特徴的な標準的な履修モデルが記載されており、それには「民事標準型履修モデル」、「刑事標準型履修モデル」、「公益弁護士型履修モデル」、「企業法務型履修モデル」の4つの履修モデルが設定されている⁸⁰。現実には、担当教官から個別指導を受け、それらを参考意見として、自己の履修科目を選択し決定することとなる。

- ① 民事標準型履修モデルは、民事法の基幹科目や最新の実務に直結する法律展開・先端科目、法律実務展開科目が履修のモデルとして提示されている。これは最も標準的な民事実務を中心とする弁護士を目指す学生のための履修モデルである。
- ② 刑事弁護士型標準履修モデルは、将来、刑事弁護に携わる弁護士を目指す学生のための履修モデルであり、ここでは、法律基礎・隣接科目をも含めた刑事関係の科目を中心とした履修モデルが提示されている。
- ③ 公益弁護士型履修モデルは、「社会生活上の医師」として弁護士過疎地域での活動をはじめ、公益的な弁護活動に携わる弁護士を目指す学生のための履修モデルであり、このコースでは、民事・刑事、家事事件を含む多種多様な事件に対する相談に対応できる広い視野と柔軟な思考・対応力を涵養するため

⁸⁰ 学生便覧 8-14 頁。

の履修モデルである。

- ④ 企業法務型履修モデルは、主として企業内弁護士として企業法務に携わる弁護士を目指す学生のためのモデルであり、ここでは、経済関係の幅広い基盤形成と現在の企業活動を視野に入れた国際的な弁護士活動を可能にする能力を涵養するための履修モデルである。

(2) 個別の履修選択指導

ア 履修指導について

履修指導については、入学式の際の設定・提示された履修ガイダンスにより、担当教員から、履修方法についての説明を受け、学生便覧に掲載されているシラバスを参考として、各学生は各期の自分の履修科目を決めて申請し、事務に申請登録をすることとなる。

そこでの特徴的なことは、自然発生的な指導体制として、チューター制の採用があり、学生からの要望により、それは1年次のみならず2年次、3年次の学生グループではなく、1年次と2年次の学生の混合形態となっている。先輩が、後輩を教えるという形、または、後輩が先輩の意見を聞いて参考にするという形を取っているものと思われる。

イ 履修科目決定に関する教育方針について

チューター制の採用とその実施については、実務家教員と研究者教員が共同で指導するが、全専任教員が担当している。そして、学生の編成については、1学年のみにせず、1年次と2年次（将来は3年次もふくむという）の混合グループを編成している。その構成人員数は、1年生7、8名と2、3年生7、8名となっているという。このような構成は学生からの提案によるものと聞く。

そうだとすると、初めて法科大学院に入学した1年次の学生については、履修科目の選択について、先輩から個別指導を受けることができ、逆に新入生から先輩に意見を聞くことができるというメリットがある。学生の自主性を尊重する立場からも注目すべきやり方ということができよう。

2 当財団の評価

ア 履修モデルに対する批判

学生便覧に記載されている履修科目について検討すると、民事標準型履修モデ

ル、刑事標準型履修モデル、公益弁護型履修モデル、企業法務型履修モデルとの間にそれほどの違いはない。1年次科目は必修の法律基本科目であるので、変化は生じない。当該法科大学院の特色は、家族法が必修科目とされていないで、先端展開科目に分類され、選択科目となっていることである。このことについては賛否両論あろうが、履修モデルの中で、家族法が民事標準型モデルにしか入っていない。評価員の間では、家族法の軽視、特に公益弁護型履修モデルでは家族法が掲げられていないことに疑問を感ずる意見が多かった。履修モデル毎に、それほど内容に差がないようにも見える。

他の法科大学院と異なり、税財政と法、労働法と国際関係法が法律基本科目群に分類されていて必修科目となっている。しかし、労働法はどの履修モデルにも入っていない。税財政法は企業法務型履修モデルだけに入っている。

イ 実施面での問題点は、教える側の担当者は、履修モデルにはかかわりなく、柔軟に履修の実を挙げるべく努力しているものと思われる。

ウ 意欲的に多くの英語科目を提供しているが、英語能力が高い学生がすくないのか、英語が役に立たない司法試験の影響か、受講者がなく、当該法科大学院の理想が空転してしまっている。

3 多段階評価・合否判定

(1) 結論

B-

(2) 理由

ア 学生の履修科目の選択は、大学内での自己研鑽に必要とされるスタートであり、極端に言うとは、学生諸君にとっては、自己の将来を左右するかもしれない判断が要求されるものである。そうだとすると、ここでの指導は、学生の進路に対する適切なアドバイスがなされているかが、重要な要素となる。その点からみると指導する立場の教員側としては、学生の自主性を重んじながら大学としての方針を貫いているように思われる。その観点から評価をした。

イ チューター制については、その構成について学生からの提案を即座に採用して実行するなど、その自主性による発想を採用する積極性には敬意を表するも

のである。しかし、逆にどの程度大学側の積極的指導がなされているのか判然としなかった。

4 改善提案・助言・参考意見その他のコメント

授業等を観察すると、教える立場にある研究者教員には、法曹実務家の実態に対する実感が湧かず、実務すなわち判例の検討という単純な発想に囚われてその教育方針についての方策を模索し、いくらか戸惑っているように思われるところがある。

法科大学院は、講義態様としては、教員が教えるのが主ではなく、当該法科大学院が提唱する「自学自修」として学生個人個人に勉学の意欲を持たせることであり、それについて、教える側がどこまで導きかつバックアップすることができるかにかかっているものと思われる。そこで、学生の自主的な要望を受け入れながら、建学の目的とする地域に奉仕する意欲的な法曹を育てるという伝統を重んじる当該法科大学院として有能な法曹養成教育の実践の場となることを望むものである。

6-1-2 授業（2）

（評価基準）開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業を実施していること。

1 当該法科大学院の現状

（1）概観

ここでは、開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されているかを点検・評価するものであり、具体的には、直近の2年度の各学期の授業を、（ア）教材、（イ）教育内容、（ウ）授業の仕方、（エ）履修指導（予習やフォローアップ）の4つの面から点検・評価するものである。とくに憲法、行政法、民法、商法、民訴法、刑法、刑訴法の7科目（以下「基本7科目」という。）については、科目毎に適切さ等を評価し、さらに授業全体についての、適切な授業の浸透度（割合）の評価も求められている。

この評価にあたっては、当該法科大学院の自己点検・評価報告書及びその基礎となっている教員アンケート、学生便覧に収録されているシラバス、当財団の現地調査における授業参観（7つの科目で実施）、学生に対するアンケートや学生からの意見聴取など様々の側面から現状を把握して評価を行った。

自己点検・評価報告書では、当該法科大学院における授業の現状について、法律基本科目は35名、他の科目は上限50名の少人数クラス制によって行われ、また、授業方法は、プロブレム・メソッド方式による双方向授業を基本として進められているとされている。と同時に、自己点検・評価報告書は、授業によっては講義形式や討論形式の授業が必要となり、それが実施されていることも述べられている⁸¹。

（2）教材

自己点検・評価報告書では、教材について、87%の科目で適切に使用されており、基本7科目では100%であるとされている⁸²。

シラバスにおいても授業での教材(教科書や授業で使用する資料等のあり方)

⁸¹ 自己点検・評価報告書 31 頁。

⁸² 自己点検・評価報告書 31 頁。

が概ね適切に指示されており、現地調査で見学した授業においては、教員による良く準備された教材が用意され用いられていた。

(3) 授業の内容

授業の内容については、自己点検・評価報告書は、現状の概括的説明として「院生の自学自修による一応の体系的知識の修得を前提として、教室ではより実践的な応用能力を育成するプロブレム・メソッド方式を採用した双方向の授業を基本としている」とし、また、「自学自修を基本とした応用能力を養うための授業が実現している」とされている⁸³。

自己点検・評価報告書では、双方向・多方向の授業が、全科目の80%、基本7科目の実体法系では100%でなされているが、民訴系では50%、刑訴系では66%のみで行われている、とされている。

双方向あるいは多方向の授業が学生の応用能力をはじめ、問題発見能力、コミュニケーション能力、創造力等を涵養するために効果的であるとしても、異なった勉学段階にある学生に対してどのような水準の教育が必要であり、そのためには、例えば、未修者についてはより基礎的な学力涵養のための授業も必要ではないかとの教育の内容に関する議論も必要であろう。しかし、授業の到達目標、水準等の設定とその実施は、現段階では主にそれぞれの教員の判断に任されているようである。学生との懇談では、教員の中には、自己の学説への拘泥や水準の低い授業を無反省に行う者もいるとの指摘もあった⁸⁴。

(4) 授業の方法

(3)で述べたように、授業の方法については双方向授業を実施することが基本とされているが、実際に双方向・多方向授業の効果を高めるための工夫・努力が79%の授業で行われているとされ、科目別では、民訴系(50%)、刑法系(0%)以外の基本7科目では100%の授業において工夫がなされているとされる。

具体的に科目ごとでどのような双方向・多方向の授業がなされているのかは、シラバスからは明確にならず、実際の授業を検証することが必要である。実際に見学した刑事法Ⅱの授業は未修1年次の授業であるが、見事な双方向授業と

⁸³ 自己点検・評価報告書 31 頁。

⁸⁴ 現地調査における学生との意見交換。

なっていたほか、現地調査によって見学した授業ではすべて双方向的な授業が行われていた。それらは、授業主宰者たる教員の目的にしたがって教員からの質問と回答を中心とするもの、それと同時に重要事項において教員のレクチャーを挟むもの、学生同士での討論を重視するものと多様であった。そこでは、どのような形をとるにせよ、それぞれが双方向型の授業を実施するという意思が共通化され、そのための工夫及び努力がなされていることが示されていた。ただし、教員との懇談で示されたように、授業科目やその対象学生の年次によっては主に講義形式をとる授業も存在するようである。

(5) 履修指導

シラバスは、「試験・成績評価等」についての記載がなされていないものが若干あるが、学生便覧に収録され、授業開始前に学生に配布されている。

自己点検・評価報告書では、全科目の74%でシラバスが示す授業計画に沿う授業がなされ、97%で各回の授業計画が立てられ、75%でこれらが学生に通知されているとされる。

シラバスの授業計画通りの授業は、民法・民訴系(50%)、商法系(ほぼ0%)のほかの基本7科目では100%。各回の授業計画は基本7科目すべてで立てられているが、その内容の学生への事前連絡は、刑訴系で66%、民法、民訴系で50%、さらに商法系ではあまりされていないとされる。

商法系等でシラバスなどが軽視あるいは無視されている理由は、授業の進行の中で学生の理解度に合わせた授業展開が必要になったことなどがあったとされる。

学生の履修効果の確認は、全科目の83%で行われており、小テストが13%、レポートが50%、また質疑応答時間が52%で設けられている。科目別では、民法系(50%)以外の基本7科目で確認が行われており、小テストは憲法系の100%、民訴系の25%で、レポートは憲法、商法、刑法、刑訴系の100%、行政法、民法系の50%、民訴系の25%で、また、質疑応答時間は、行政法、刑訴法系の100%、民訴法系の75%で行われているとされる⁸⁵。

⁸⁵ 自己点検・評価報告書 32 頁。

2 当財団の評価

(1) 教材

教材についてはシラバス等によって事前に的確に指示されると同時に、授業の実施において授業で用いる教材が適切に準備され活用されていることが重要である。

現地調査での授業では、授業主宰教員によって良く準備された教材が用意され用いられていたが、全体としては13%の授業において適切な使用がなされていないということが問題である。

なお、「自学自修」が強調されており、当該法科大学院では、1年次から大変に双方向・多方向授業に力を入れているが、他方、特に1年次については教える必要のある内容に比べて講義時間数が圧倒的に足りないことが全ての法科大学院の共通の問題となっている。双方向・多方向の授業が大変優れた点がある反面、知識の伝授と整理には非効率な面があることは否めない。双方向・多方向授業を追求するほど、自学自修による知識の獲得と整理のための指導が必要となる。そのためには、授業準備のみならず、基礎的学力の涵養における教材についての指導も重要であろう。

(2) 授業の内容

それぞれの段階にある学生に「何を教えるか」について、「どう教えるか」(授業方法)の問題とともに、FDその他の方法によって法科大学院として検討し、対応することも必要であろう。授業の内容は、科目群(法律基礎科目か展開・先端科目かなど)、必修・選択必修・自由選択、また、履修対象学生(未修者か既修者か)と履修年次などに応じた授業内容の違いあるいはあり方によって異なりうるが、現段階では、それぞれの教員の努力に任されている感が強い。

例えば、現地調査において見学した授業では、未修の1年次クラスにおいて徹底した双方向授業(ソクラテス・メソッド)が実施され、教員の授業運営と学生の準備と対応に卓越したものがあつたが、未修1年次の双方向授業の教育効果については議論もあるところであり、不断の検討が必要であろう。

何を教えるかという問題は、どう教えるかという問題と密接に関連するが、授業科目の目的と位置付け、履修学生の水準などに応じて、例えば基礎的な理論の枠組みの理解に重点を置くのか、あるいは応用的能力の開発を目指すのか

等について、法科大学院として検討し対応していくことが必要となろう。

(3) 授業の方法

授業の方法については、現地調査を中心にして、授業主宰者たる教員が双方向あるいは多方向の授業を効果的に実施するために工夫と努力を重ねている姿が見て取れた。教員の教育能力の高さと、同じく学生の能力、及びそのような授業を可能とする少人数教育という基盤はあることは高く評価できる。

しかし、授業方法についての個々の教員の工夫・努力と、その成果の普及及びそのさらなる改善を、FD活動等の一層の活発化などによって組織的に発展させていくことはさらに今後の課題であろう。また、学生の学習段階や授業科目の特性に応じた授業方法のあり方についての共通理解と実施も、さらに今後の課題であろう。

(4) 履修指導

4分の1強の授業でシラバスどおりの授業ができなかった理由は、授業の進行の中で対応を迫られる柔軟性の必要から来るものであろう。しかし、基本7科目のうち、シラバスの授業計画通りの授業は、民法・民訴系では50%、商法系ではほぼ0%とされている状況は、仮に学生の理解度等に対応した柔軟かつ効果的な授業の進行ということが必要な場合があるとしても、授業の目的と内容及び進行を授業に先立って学生に明示して、計画的に授業を行うという点からすれば早急に改善する必要がある。

また、各回の授業内容を具体的に指示する授業計画は基本7科目すべてで立てられているものの、その内容の学生への事前連絡は、刑訴系で66%、民法、民訴系で50%、さらに商法系ではあまりされていないとされていることについては、学生の事前予習や双方向授業の効果的な実施という点から見ても、急いで改善する必要がある。

学生の履修効果の確認や質問あるいは質疑応答への対応は、科目（おそらくは担当者）によって多少のばらつきはあるものの、努力されている。

3 多段階評価・合否判定

(1) 結論

自己点検・評価報告書においては、授業は質的・量的に見て充実しているが、

なお改善の余地があるとして、Bの自己評価がなされている。

当該法科大学院の点検評価の結果として、授業の目標と水準について、全科目の少なくとも70%において適切な授業が行われ、とくに7科目については目標が高い程度に達成されているが、なお一層の充実が必要なことから、当財団は、評価をB+とする。

(2) 理由

当該法科大学院においては、学生の自学自修を前提にして、多くの教員がその努力や工夫によって教材を開発・作成して、効果的で密度の高い授業を展開している点は高く評価できる。現地調査における授業見学参加者による個別授業の評価は非常に高かった。しかし、個別授業に対する評価の高さ、とりわけ授業内容と授業方法についての評価の高さが、授業全体の評価に直結するかという点については、いくつかの疑義があった。そこには、既に述べたように、科目群（法律基礎科目か展開・先端科目かなど）、必修・選択必修・自由選択、また、履修対象学生（未修者か既修者か）と履修年次などからみて適切といえるかという問題とともに、そのような問題への対応が法科大学院全体によってなされているとは言い得ないことがある。それらは、個々の教員の努力と能力に多くは委ねられていると考えられ、授業改善を法科大学院のファカルティーとして検討し展開することはなお今後の課題であると思われる。

授業方法については、双方向授業が基本とされつつも、授業科目によっては異なる方法も必要であるとされていることからすれば、双方向授業を「基本」としていることの意味は何かということとともに、授業が未修者向けか既修者向けかということも含めて、どのような方法がどのような科目群、あるいは科目に適正であるかについての共通理解はあるのかが問題となりうる。この問題については、引き続き今後の課題ということになろう。それは授業の内容（目標、水準など）についてもいえるであろう。

4 改善提案・助言・参考意見その他コメント

(1) 授業内容や授業方法の一層の改善のためには、FD活動をさらに強化して、法科大学院全体としての対応に力を注いでいく必要があるだろう。

(2) 自己点検・評価報告書では、「より学生のコミュニケーション能力を高め、個々

の学生の理解度を確かめるには、少人数の演習科目が必要と考えられ、検討中である」とされている⁸⁶。「少人数」の「演習」科目が現在の授業科目による授業のいかなる問題点を改善するために必要とされるのかを明確にして、教育の一層の充実を図られることを期待したい。

⁸⁶ 自己点検・評価報告書 33 頁。

6-1-3 授業(3)

(評価基準) 理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。

1 当該法科大学院の現状

(1) 「理論教育と実務教育との架橋」の把握

「理論教育と実務教育との架橋」について、当該法科大学院は、「従来から、大学の法学教育が理論教育に偏重して実務教育がなされていないとの批判をふまえ、法科大学院は実務法曹を養成する機関であることから、実務教育を充実させていくことは法科大学院に課せられた重要な使命である。実務教育を推進していくにあたっては、理論教育とばらばらに行うのではなくて、法学部又は法科大学院で学んだ理論に対して現実の世界や各局面における実態はどうなっているのか、その法理論が実際にはそれぞれの局面でどのように適用されていくのかを見極めて、これらを自らの問題として理解していけるようにする教育と指導が必要となってくる」と考えている⁸⁷。

(2) 「理論と実務の架橋」を目指した実施体制・計画

当該法科大学院では、「理論と実務の架橋」を上記のようなものとして把握したうえ、これを実施するため、具体的には、次のような工夫を行っている⁸⁸。

① 演習科目での2人担当制

「模擬裁判」においては、理論的な視座を有する研究者教員と、実務的経験を有する実務家教員との協業による授業と教育が展開されるようにしている。

② 「理論と実務の架橋」を念頭に置いた多様な種類の実務科目の提供

刑事系としては、「刑事弁護論」、「模擬裁判」、「ロイヤリング・法交渉」、「刑事訴訟実務」がある。

裁判実務の民事系としては、「法曹倫理」、「リーガル・ライティング」、「民事弁護論」、「模擬裁判」、「民事法総合」、「民事裁判実務」がある。

企業法務としては、「企業法務」、「契約実務」、「インターネットと法」がある。

⁸⁷ 自己点検・評価報告書 34 頁。

⁸⁸ 自己点検・評価報告書 34-35 頁。

知的財産実務としては、「産業財産法」、「著作権法」、「知的財産法実務」がある。

紛争解決技法に関して、「紛争管理と調停技法」がある。

その他の実務科目として、上記に記載したもの以外として、「法情報論」、「要件事実論」、「破産・民事再生の実務」、「労使紛争処理」がある。

また、エクスターンシップとリーガル・クリニックも用意されている。エクスターンシップは、弁護士事務所以外にも、企業や行政庁が用意されている。

③ 理論を念頭においた実務家教員の授業

実務家教員の授業においては、理論を念頭に置いた教育を行うようにしているという。

例えば、上記刑事系の科目は、実務経験の豊富な弁護士・検察官・裁判官が担当し、刑事の専門家としての経験に刑事法の理論的知識を融合させた教育を行っているという。

上記民事系の科目も、同様に弁護士・裁判官が担当し、民事弁護士又は裁判官としての経験に民事法の理論的知識を融合させた教育を行っているという。

その他の科目でも、理論面と実務面の両方から教育が行うという。

エクスターンシップやリーガル・クリニックでも、自ら学んだ理論が実務でどのように生かされているか学ぶようになっているという。

しかしながら、研究者教員が主に行う法律基本科目群、法律実務基礎科目群において、実務への架橋となることを念頭に置いて、具体的にどのような工夫がなされているのかは、自己点検・評価報告書からは明らかではない。

(3) 実施状況

① 演習科目での2人担当制

具体例として指摘されている「模擬裁判」については、研究者教員2名と実務家教員4名が担当教員となっている⁸⁹。3年次を標準学年としているので、平成17年度の後期授業として実施されている。現地調査当日の面談においては、模擬裁判は、実際の事件記録を素材に、周到的準備や適切なアドバ

⁸⁹ 学生便覧 94 頁。

イスなどもあり、少なくとも司法修習生が行う程度のレベルには達しているであろうということであった（当日の様子がビデオ化されているということである）。

ただ、残念なのは、人数等の関係から、民事の模擬裁判のみ実施され、刑事の模擬裁判が実施されなかったことということである。しかしながら、「刑事弁護論」の授業において、第三者の人に目撃証人になってもらい、証人尋問を実施して、刑事模擬裁判の不足分を補ったということである。

なお、平成18年度は前期に、刑事模擬裁判・民事模擬裁判の両科目が開講されたとのことである。

② 「理論と実務の架橋」を念頭に置いた多様な種類の実務科目の提供

前記に記載した実務科目については、リーガル・クリニックを除いて実施されているとのことである。

③ 理論を念頭においた実務家教員の授業

学生便覧をみると、例えば、裁判手続関係の中の刑事系の「刑事弁護論」では、事例を事前に自習させることを前提に、弁護技術を刑事手続法規との具体的な関連のもとで学習するとされている⁹⁰。「刑事訴訟実務」では、刑事訴訟実務全般について、刑事訴訟法の理論を踏まえて解説し、討論するとされている⁹¹。また、民事系の「民事弁護論」では、事例検討を前提に、弁護士に必要な基礎知識を与えるとされている⁹²。「民事裁判実務」では、要件事実の基礎を習得するとともに、民事通常事件の第一審手続において、実務上必要な知識及び技能を修得するとされている⁹³。

当該法科大学院自身の点検・評価をみると、実務を意識した授業の形として、「実務を意識した課題設定やコメントの提示を行うこと、クライアントに向かつて意見を言っている視点を持たせること、立法動向をもりこんだアップデートな内容にすること、事例教材を多用すること、実務家としての発想法を伝えること、理論が司法の現場で生かされていない事例を示して学生の意見を求めること、法理論と企業の法務が一致していない部分があるこ

⁹⁰ 学生便覧 92 頁。

⁹¹ 学生便覧 86 頁。

⁹² 学生便覧 90 頁。

⁹³ 学生便覧 84 頁。

とや実際の契約作成は民商法で学ぶ契約論よりダイナミックであることを具体例で示すことなどが考えられる。」とされ、具体的には、『刑事弁護論』において、被疑者への模擬接見で警察官と相対したり被疑者から必要な情報を聞き出したりしたりする訓練を行ったこと、現職の検察官と裁判官の『刑事訴訟実務』において、捜査実務における各種捜査の適法性の検討や起訴状の起案を行ったり、司法研修所の題材を使用して裁判実務の各局面を経験させたり、課外活動としての法廷傍聴とその後での担当裁判官との質疑応答などを行ったこと、『紛争管理と調停技法』においてロールプレイを使用したことなどによって、教科書での知識しか持ち合わせていない学生が、その知識を実践に即したものに転化させて理解の深みを増すことのできるような創意工夫がなされている。」と評価されている⁹⁴。

他方、問題点としては、「基礎的知識が十分に修得されていない段階で具体的な事例を示すことがときに基礎的な知識への中途半端な言及になってしまい教育効果が薄くなってしまふこと、教員に実務面をどこまで強調したらよいかについての確信が十分得られていない場合もあること、研究者教員と実務家教員との連携がまだ十分でないところもあること」が指摘されている⁹⁵。

また、教員アンケートをみると、「実務の状況（特に判例理論）を検討し、学説との関係を整理できるように努めた。」、「実務を意識した課題設定、コメントに配慮している。」、「クライアントに対してどういう意見を言うか、という視点を意識させるようにした。」、「課題については、基本書を読み直したうえで、それが実務でどのように生きてくるのかについて自分の頭で考えるように指導した。」などという肯定的評価がある一方、他方、問題点として、「1年次の講義では、基礎的知識がない状況で、具体的事例に適用することは困難ではないか」という意見もあった⁹⁶。

このように、アンケート結果では、研究者教員が行う授業においても一定の工夫がなされていることが伺われるが、例えば、実務家教員との協力関係がどの程度行われているのかは必ずしも明確ではなかった。

⁹⁴ 自己点検・評価報告書 35 頁。

⁹⁵ 自己点検・評価報告書 36 頁。

⁹⁶ 法科大学院教員アンケート集計の「専任教員・自由意見」3 頁。

2 当財団の評価

(1) 「理論教育と実務教育との架橋」の把握

当該法科大学院が、「理論教育と実務教育との架橋」として示している認識は、基本的には評価しうる。

(2) 「理論と実務の架橋」を目指した実施体制・計画と実施状況

① 演習科目での2人担当制

「模擬裁判」において、研究者教員と実務家教員との協業による授業と教育が展開されるようにしている。具体的には、研究者教員がマネジメントを担当し、実務家教員が個別にアドバイスをを行ったということである。そして、撮影されたビデオを見たわけではないが、前述のように、当日の面談に参加された法科大学院側の説明では、相当の成果を挙げているということで、評価しうるところである。

② 「理論と実務の架橋」を念頭に置いた多様な種類の実務科目の提供

ア 当該法科大学院では、「理論と実務の架橋」を念頭において様々な種類の実務科目が提供されていると評価できる。

ただ、当財団実施の学生アンケート回答では、「法情報論」については、3年型の1年次に行われることになっているが、事例が民法709条以下の不法行為であったこと、要件事実論を前提にしていることなどから、高学年で行うべきではないかという指摘、あるいは、より少ない人数で行うべきとの指摘があった⁹⁷。

イ 前述のように、人数との関係で民事模擬裁判しか行えなかったということであるが、他の科目において、刑事模擬裁判の一部に該当する授業を行っている。理論と実務の架橋として実際の裁判に慣れることを重視した取り組みとして評価できる。

ウ 理論を念頭に置いた実務科目として、エクスターンシップやリーガル・クリニックを用意していることも評価できる。

このうち、エクスターンシップでは、多くの法律事務所だけでなく、複数

⁹⁷ 当財団実施の学生アンケート回答結果。

の企業，複数の自治体を派遣先として用意していることが特徴的である⁹⁸。参加した学生は，いずれの派遣先においても貴重な経験をし，生き生きとした報告を行っている。例えば，弁護士の生き様の一端に触れ，弁護士になろうとする動機付けができた，人間模様も実感することができた，行政法規を実務に当てはめることの難しさを感じた，市民との関係が重要であることを感じた，企業社会においては，法律だけではなく，行政が作成したガイドラインや告示などの下位規範で動くことを実感したなどである。

勿論，派遣先では，訴状，答弁書，保全処分申立書，準備書面，契約書，内容証明，取締役会議事録，議案に対するレポート起案，個人保護関係についての社内研修向け概要の起案，社内規程の作成など，生の現場における起案に関与している。

担当教員の話によれば，派遣先の中には，単なる大学生とは異なり，それ相当の戦力となりうると評価もあったということである。

なお，リーガル・クリニックを実践する法律事務所に，弁護士登録した研究者教員が所属しているということは評価しうるところである。

エ また，残念なのは，興味深いリーガル・クリニックが提供されているのに，実際の受講者がいなかったということである。

すなわち，当該法科大学院では，リーガル・クリニックとして，独自の法律事務所（弁護士法人九州リーガル・クリニック法律事務所）を設置して，都市型（付設の弁護士法人事務所）の弁護士実務を扱うリーガル・クリニックⅠと過疎地型（屋久島での法律相談）の弁護士実務を扱うリーガル・クリニックⅡを用意している。そのいずれにおいても，個別相談に関与するだけでなく，報告書の作成や事例検討会などを通じて，理論が実務においてどのように展開されるのか検討できるようになっている⁹⁹。しかし，時期的に3年次後期で提供されているところ，受験勉強の必要性，あるいはエクスターンシップは経験していることなどから，実際の受講者はいなかったということである。

他方，当該法科大学院では，リーガル・クリニックをエクスターンシップ

⁹⁸ 添付資料6中の「エクスターンシップ受入先弁護士事務所，企業及び自治体」，現地調査における聴取結果及び学生の報告書の閲覧。

⁹⁹ 学生便覧 256-259 頁。

と並ぶ理論と実務の架橋のための授業として重要なものとして位置づけている。そこで、当該法科大学院では、来年度以降、現実を踏まえつつ理論と実務の架橋の理想を求めて、リーガル・クリニックの標準学年、その期間（例えば、集中ではなく、通年とするなど）等そのあり方を、現在検討しているということである。

③ 理論を念頭においた実務家教員の授業

教員の授業においては、理論を念頭に置いた教育を行うようにしているという。また、先端科目では、福岡県弁護士会の協力を得ており、福岡県弁護士会のエキスパート、すなわち、それ相当の理論を身につけ、実務を実践している専門弁護士が授業を担当している。そして、定期的に法科大学院側と弁護士会の意見交換を行ったり、弁護士会において、授業担当者の研修を行ったりして、適切な授業となるよう努力しているとのことであり、評価できる。

例えば、当財団実施の学生アンケートによれば、「破産と民事再生の実務」では、理論と実務を架橋しつつ、常に本質から考える思考ができたと評価されている¹⁰⁰。

しかしながら、研究者教員が行う授業において、実務家教員との協力関係が具体的にどのようなようになされているのか明確ではなかった。

3 多段階評価・合否判定

(1) 結論

B+

(2) 理由

自己評価はAである。その理由は、「現在の実現可能なレベルからすれば、理論教育と実務教育の架橋を目指した授業が質的・量的に見て非常に充実している。質的には上述のとおり、教員によるそれぞれのアプローチは独自のものであり創意工夫を凝らしたものである。また、量的にも多くの実務家教員がそれぞれの担当において努力しており、全体としては充実している。」というものである。

当財団の評価はB+である。その理由は以下の通りである。

¹⁰⁰ 当財団実施の学生アンケート回答結果。

- ① 自己評価で指摘されているとおり、種類の多い実務科目が提供されるとともに、福岡県弁護士会との協力関係もできている。
- ② 各授業も、独自の工夫がなされている。自己点検で報告されている工夫以外にも、上記のように、模擬裁判の代替となる授業を行う工夫などがなされている。
- ③ 多彩なエクスターンシップと特徴あるリーガル・クリニック授業が用意されている。しかし、リーガル・クリニックについては、用意されながら実際には受講生がいない点は残念である。
- ④ しかしながら、研究者教員が主に行う法律基本科目群、法律実務基礎科目群において、実務を念頭に置いた授業が、具体的にどのように行われているのか、あるいは、研究者教員の行う授業における実務家教員との協力関係の具体的内容は、明確ではない。

4 改善提案・助言・参考意見その他コメント
特になし。

6-1-4 授業（4）

（評価基準）臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1 当該法科大学院の現状

（1）「臨床教育」の位置づけ

当該法科大学院は、「臨床教育」について、「法律実務家を養成するという教育目標の見地から、その目的意識を明確にし、充実した実務基礎教育を重視し、理論と実務を架橋するだけでなく、法律実務家の社会的位置を意識した社会的連携を視野に入れた実務訓練体制を整備するという観点から、エクスターンシップⅠ及びⅡの科目を平成16年度後期より開設し、模擬裁判、ロイヤリング、リーガル・クリニック等の授業についても平成17年度後期より開設」¹⁰¹としている。

そして、それぞれの科目の目的については、

「本模擬裁判では、裁判における事前準備、法廷における活動、手続きの進行等を、より実務的な観点から体験することにより習得する。」¹⁰²、

「弁護士事務所あるいは企業法務部に一週間（5日間）赴いて、弁護士業務あるいは企業法務活動をつぶさに観察し、その補助等を行うことを通じて、弁護士事務所では弁護士の日常業務、基本姿勢、依頼者との関係のあり方及び弁護士倫理等を、企業法務部では、企業法務活動全般について体験的に習得することを目的とする。」¹⁰³、

「弁護士事務所等において、法律相談を通じて、市民が抱える法律問題への第一次的な対処方法についての実体的・手続的な処方方を学修し、人と事実関係・法律問題に対する感受性を涵養し、専門法曹に必要とされる相互行為のリテラシーを涵養することを目的とする」¹⁰⁴、「弁護士過疎と呼ばれる地域に出向いて合宿形式で開講し、市民が抱える法律問題への第一次的な対処方法についてのアドバイスを行うことによって、法律問題に対する感受性を涵養

¹⁰¹ 自己点検・評価報告書 37 頁。

¹⁰² 学生便覧 94 頁。

¹⁰³ 学生便覧 260 頁。

¹⁰⁴ 学生便覧 256 頁。

し、法律実務で必要とされる相互行為のリテラシーをはぐくむことを目的とする。」¹⁰⁵

とする。

(2) 実施状況

① 模擬裁判

模擬裁判は、3年型3年次の履修科目（必修）とされている。シラバスでは刑事裁判・民事裁判の両方を行うこととされているが、平成17年度の後期では受講対象者が13名と少数であったため、「民事に特化して全体的なマネジメントを勉強していくこととした」ことから、民事裁判のみが実施されている。

実際の事件記録をリライトした記録にもとづき、俳優等によらず、研究者教員と実務家教員の援助のもと、全て学生が担当して実施されている。担当教員によれば、高い成果をあげたとのことである。ただ、3年次後期の11月という時期に実施したこともあり、「この時期にこんなにはやれないという学生と、主任の代理人役の学生とで協力に濃淡を生じ、かなり深刻な協議も行っていた」とのことである。

刑事模擬裁判は、来年度以降に実施が計画されている。今年度は、刑事模擬裁判を補うために、「刑事弁護論」の授業において、殺人事件を素材に目撃証人の証人尋問を実施している。

② エクスターンシップ I・II

エクスターンシップ I 及び II は、3年型2年次の履修科目（選択）とされている。平成16年度後期、17年度前期に既に実施され、合計48名（16年度10名 17年度38名）が参加している。48名の履修先は、弁護士事務所が30名、企業が12名、地方自治体が6名である。参加した学生からは、研修終了後詳細な報告書が提出されている。報告書には、弁護士事務所における訴状・答弁書・準備書面、取締役会議事録等の作成、企業における秘密保持契約書、企業活動とCSRについての報告書の作成、地方自治体における条例案の作成・審査等、広範な業務について研修している様子が示されている。大多数が研修先からも周到的配慮で迎えられているが、中には「企業の担当者も、

¹⁰⁵ 学生便覧 258 頁。

エクスターンシップに慣れておらず、何をさせたらいいのか困っており、空白の時間が苦しかった。」との声もある。

研修前には「マナー研修」が、研修終了後は「エクスターンシップ集合研修」が実施されていることも特徴的である。

③ リーガル・クリニック I・II

リーガル・クリニック I 及び II は、3 年型 3 年次の履修科目（選択）とされている。平成 17 年度に開講予定であったが、希望者がおらず実施されていない。

2 当財団の評価

(1) 「臨床教育」の位置づけ

当該法科大学院が、「臨床教育」の位置づけとして示している認識は、評価しうる。「本学においては、法科大学院で法律家の養成を仕上げてしまいたいと強く考えており、学内における実務教育というものに非常に強い関心をもっている。エクスターンシップ、リーガル・クリニックという科目に力を入れたいと考えている。司法研修所との意見交換会でも、前期修習までは法科大学院でやってきてほしいといわれているが、私どもとしてはもう少し先まで踏み込んだところまでできればと考えている。」¹⁰⁶と、当該法科大学院の臨床教育に対する姿勢は意欲的である。

(2) 実施状況

① 模擬裁判

模擬裁判は、研究者教員と実務家教員との協働と学生の主体的参加で実施されており、評価しうるところである。来年度は、受講学生の数も増えることから、刑事模擬裁判の実施を期待したい。

なお、平成 18 年度は前期に、刑事模擬裁判・民事模擬裁判の両科目が開講されたとのことである。

② エクスターンシップ

当該法科大学院のエクスターンシップは、以下に述べる点から「理論と実務を架橋するだけでなく、法律実務家の社会的位置を意識した社会的連携を

¹⁰⁶ 添付資料の資料 5 中の「外部評価委員との意見交換会」記録。

視野に入れた実務訓練」という教育目標をよく達成している試みとして高く評価したい。

まず前述の学生の報告書には、例えば「司法試験合格ということを目標に置くのではなく、法曹にとってのビジョンを明確にし、その過程としての司法試験と位置づけることで、よりモチベーションも高まる。今後のビジョンを定める意味で、今回のエクスターンシップは非常に有意義であった。」と述べたものがある。当該学生は、履修先に迷惑をかけるのではないか、九州大学法科大学院の名前を汚してしまわないかと最後まで参加をためらいつつ参加し、参加した後の感想を以上のように述べている。他の参加学生の感想からも、研修に真摯に参加し、意欲的に研修に取り組んでいる様子が伝わってくる。

また、当財団実施の学生アンケートの「将来、法曹になる上で役に立つのではないかと感じた授業や課外活動はありましたか」という問いに最も多数の学生がエクスターンシップをあげている。

相当の数に上る研修先の確保のために、担当実務家教員のはらわれている努力も印象的であった。

改善あるいは検討課題として、担当教員は、ア 派遣先のばらつき、イ 期間の問題、ウ 和解手続に同席できない、接見に同席できない等の修習生との異同の問題をあげている。ウは制度的問題である。

③ リーガル・クリニック

当該法科大学院は、通常のリーガル・クリニックに加え、弁護士過疎地域でのクリニックをも履修科目として用意している点で、全国的にもユニークでかつ意欲的である。また臨床教育の中核の一つとして高く位置づけられながら、今年度履修希望者がなく、開講されていないことは残念である。現地調査における学生（3年生5名）との意見交換会で、うち4名はエクスターンシップを履修しており、「エクスターンシップは本当によかった。もう一度参加したいくらいです。リーガル・クリニックは参加したかったが、時期的に無理です」というのが共通した感想であった。端的に3年型3年次の後期に開講予定であったことが、受講希望者がいなかった要因と考えられる。

3年次には学生がまちかに控えた受験に備え、受験勉強志向に傾斜しがち

であることは当該法科大学院のみならず、全国の他の法科大学院も直面している悩みでもある。

当該法科大学院では、来年度の学生は多くリーガル・クリニックを希望する学生も相当数出てくることも予測されるが、いずれにしても開講時期の問題を含め検討を急ぎ、さらに充実したリーガル・クリニックの展開を期待したい。

- ④ 法令遵守と守秘義務については、エクスターンシップ実施前研修において説明をしているとのことであり、学生とは守秘契約を締結している。また、研修実施前に法曹倫理の導入部研修も行っている。

3 多段階評価・合否判定

(1) 結論

A

(2) 理由

自己評価はAである。その理由は、「臨床科目への取り組みが質的・量的に見て非常に充実している。また、エクスターンシップについては、多人数、多様な要求であったにもかかわらず、かなりいいスタートといえる。学生たちが、幅広い視野、経験及び実務者との交流等を持ついい機会を提供できたものと思う。」というものである。

当財団の結論的にはAである。その理由は以下の通りである。

- ① 自己評価で述べられているとおり、当該法科大学院の臨床教育のカリキュラムは充実しており、教員の熱意ある指導と相まって高い教育効果を上げている。
- ② 高い位置づけがなされているリーガル・クリニックは受講生がおらず実施されていないため、評価が困難であるためである。前述のとおり、来年度以降のリーガル・クリニックの充実した展開に期待したい。

4 改善提案・助言・参考意見その他コメント

- ① リーガル・クリニック I・IIについて、開講時期等の検討を急ぎ、多くの学生が参加しうる態勢を整備されたい。

- ② エクスターンシップⅠ・Ⅱについては、来年度さらに多くの学生の参加がみこまれるが、「ばらつき」の是正を図りつつ研修先を確保する等、一層の充実が期待される。

6-1-5 授業（5）

（評価基準）1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

1 当該法科大学院の現状

自己点検・評価報告書では、学生数に関し、次のようにその現状が述べられている。すなわち、

（1）①汎用的で基礎的な学識・能力を育成するために不可欠な法律基本科目 38 単位については、すべて、35 人を上限とするクラス編成で行い、しかも、講義形式でなく、すべての科目を演習形式で行っている。

②法律実務基礎科目は、25 名上限、35 名上限、50 名上限の 3 タイプのクラス編成で行っている。

③その他 3 科目群についても、各科目の授業内容を斟酌し、35 名上限または 50 名上限いずれかの少人数クラスとしている。

そして、複数開講に関しては、「複数開講の同一科目クラス間での不公平が生じないように、最大限の注意を払っている。」とする¹⁰⁷。

各クラスの学生数に関する上記の事実は、添付の「平成 16 年度前期後期、17 年度前期の、科目別クラス数及び履修登録者数」¹⁰⁸において確認することができる。

（2）さらに、自己点検・評価報告書によれば、その成果の検証について次のように述べられている。すなわち、

「従来の大学教育においては、授業のほとんどが講義形式の、いわば上からの一方的な知識の詰め込みであったため、双方向的、多方向的な新たな授業方式の実現と進展のためには、教育の現状について、教員及び学生を対象としたアンケート調査を実施し、調査・分析を行うことが必要である。」との認識に立ち、「平成 16 年 6 月、平成 17 年 6 月と教員、学生に対し、教育の現状についてアンケートを実施した。アンケートは回収後直ちに集計し、教授会資料として配布し、双方向的、多方向的な授業の実施について意見交換を行った。」とされて

¹⁰⁷ 自己点検・評価報告書 40 頁。

¹⁰⁸ 添付資料 11 中の「平成 16 年度前期後期、17 年度前期の、科目別クラス数及び履修登録者数」。

いる¹⁰⁹。

(3) なお、自己点検・評価報告書には、教員から、

①35人クラス実現にこだわることで、他の教育手法が試みられない欠陥があるとの危惧、

②限られた時間の中での、双方向的、多方向的授業実施の困難が教員から指摘されたこと、

また、学生（特に未修者）から、

③講義的な授業方式の実施を求める意見が出たことが、報告されている。

そしてこれを受けた取り組みとして、

①アンケート集計結果をFDの資料としてまとめ、その後実施した学生への説明会の記録、継続して実施している教員間の意見交換の記録とともに、今後引き続き双方向型、多方向型の教育手法を用いた肌理細かな授業を実践するうえでの、確認・改善のための資料としていること、

②学生に対して、法科大学院教育のあり方、あるいは、3年間（既修者は2年間）を通しての到達度評価等について、説明会を実施したほか、教員間においても継続して意見交換を実施した、とされている¹¹⁰。

2 当財団の評価

(1) 各授業毎の学生の人数は、適正である。ただし、各科目群において、当該法科大学院が適正とする人数については、教員より、双方向的、多方向的授業実施の困難が指摘されていることからすると、今後さらに検討を続ける必要があろう。

次に問題として指摘された点に関する特に学生に対する対応は、報告書の限りにおいては妥当、適正である。

なお、授業改善に関わる事項は、FDに関する事項にゆずる。

3 多段階評価・合否判定

(1) 結論

¹⁰⁹ 自己点検・評価報告書 40 頁。

¹¹⁰ 自己点検・評価報告書 40-41 頁。

A

(2) 理由

基本法律科目の少人数教育への取り組みは、一クラス 30 名台とされていることから、しっかりなされている。また、法律実務基礎科目についても、40 名台であり、加えて、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群及び法律実務展開科目群にあつては、先端展開科目の一部に 50 名を超えるクラスもあるが、大方は、10 名から 20 名程度のクラス規模となっており、少人数のクラスの授業機会が確保されていると判断できる。また、質的にも、特に問題とする点はないように見受けられる。さらに、学生に対する速やかな対応や、双方向・多方向の実現に向けた F D の取り組みがなされていることは評価してよい。

なるほど、自己点検・評価報告書には、「他の教育手法が試みられない欠陥がある」との指摘があるが、これについては、現地調査に際し、「この欠陥とは、35 名という少人数とすることで大勢の多様な人材にもまれる機会が減ることだ」という説明があった。しかしここで言われている欠陥は、(これを求めると少人数教育は成り立たない) 少人数教育と必然的にトレードオフの関係にある欠陥であり、35 名という少人数教育で得られるメリットを大きくそこなうような欠陥とは言えない。

以上の次第であるから、自己点検・評価報告書は、自己評価を「B」とするが、資料の限りでは遠慮される理由が見あたらない。

4 改善提案・助言・参考意見その他コメント

特になし。

7-1-1 法曹として必要な資質・能力の養成

(評価基準) 法曹に必要とされるマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。

1 当該法科大学院の現状

(1) 基本方針—養成目標とする法曹像と必要な資質・能力

当該法科大学院では、教育目標として、主として、

「広い視野に立った総合的分析能力」、

「創造的思考による問題発見・解決能力」、

「人間性に対する深い洞察力と倫理性」

を涵養することを掲げており¹¹¹、これが「法曹としての使命」を果たすために必要な「マインド」でもあるとされる。

また、「法曹としてのスキル」は、法曹倫理を基礎とした、

①総合的分析能力、

②問題発見・解決能力、

③複眼的視座を基調とする法的能力、

④実践に向けたダイナミックな体系的知識や学際的な視点からの判断能力等であるとされている¹¹²。

(2) 資質・能力の涵養の方策

① カリキュラム全体の配置

上記目標達成のために、法理論科目群、実務科目群、基礎法学・隣接科目群等を有機的に配置し、特に、法律実務基礎科目群8科目（リーガル・ライティング、法情報論、民事裁判実務、刑事訴訟実務、法曹倫理、民事弁護論、刑事弁護論、模擬裁判）を必修13単位で、法律実務展開科目群15科目（ロイヤリング・法交渉、要件事実論、契約実務、企業法務、知的財産法実務、破産・民事再生の実務、ジェンダーと法、労使紛争処理）を選択28単位で配当している

¹¹¹ パンフレット。

¹¹² 自己点検・評価報告書42頁。

とされる¹¹³。

学生便覧によると、授業科目は法律基本科目 23 科目 46 単位、法律実務基礎科目群 8 科目 13 単位は必修、基礎法学・隣接科目群 14 科目 28 単位のうち 6 単位以上、展開・先端科目群 39 科目 78 単位のうち 14 単位以上、法律実務展開科目群 15 科目 28 単位のうち 10 単位以上が選択必修、その他に選択科目 4 単位を履修する。

また、教育目標と各科目との関連について、学生のニーズや学習時間の確保に留意しつつ調査・分析を行うとされ、入学後の 6 月に公法系・民事系・刑事系の懇談会を個別に開き、学生に対して 3 年間における各科目の到達点を説明し、学生から出された意見・質問について意見交換を行っている¹¹⁴。

② 法律実務科目群における取り組み

ア 法曹としての使命等

・法理論科目群や基礎法学群でも、法哲学、法解釈学等の理解を通じて法曹の使命・責任を自覚させるように努力している。

・実務科目群では、実務基礎科目群の現役の裁判官、検察官、弁護士の各教員により、「民事訴訟実務」、「刑事訴訟実務」等の授業の中で、実務法曹の使命・責任を理解させるようにしている。

・展開・先端科目群を重視し、福岡県弁護士会及び県内 3 法科大学院（福岡大学、西南学院大学、久留米大学）との提携協定により、各法科大学院で実施する展開・先端科目群の受講と単位取得を可能にしている¹¹⁵。これらの科目群（社会的には時代状況を反映した分野であり、理論的には現行法規の枠を超え、新たな理論構成を求められるような分野もある）は、福岡県弁護士会の各委員会が全面的にバックアップし、非常勤講師もこれらの活動で中心的役割を果たしている弁護士から選任されているところ、これらの科目で、実務家である教員が、どのような現状認識を持ち、法曹としての使命から新たな分野に挑戦したのかを、情熱を持って教授することができるかとされる。

このうち、現時点で実施された科目は、「倒産処理法」であるが、その他に、「外国人の人権と法」、「精神医療と法」、「マンションと法」、「高齢化社会と法」

¹¹³ 自己点検・評価報告書 42 頁。

¹¹⁴ 添付資料 4 「平成 16 年度年度計画の実績報告書（法務学府）」 7 頁。

¹¹⁵ 添付資料 10-2 中の「福岡県内 4 法科大学院及び福岡県弁護士会との教育連携に関する協定」。

等が予定されている。

・なお、法律実務展開科目群では「ジェンダーと法」を予定している¹¹⁶。

イ 法曹倫理

・法律実務家としての責任感や倫理観を涵養するために、法曹倫理を独立の科目として開設し、弁護士、検察官、裁判官の各実務家教員が分担して担当している。

・刑事弁護に関する法曹倫理は特殊性を有しているので、「刑事弁護論」の中で、別途授業を行っている。

シラバスによると、法曹倫理科目は裁判官倫理1回、検察官倫理1回、弁護士倫理4回の授業を裁判官、検察官、弁護士の各実務家教員が担当する他、初回と最終回の授業で3者合同による「法化社会における法曹の役割」が配置されている。

また、必修の刑事弁護科目で「刑事弁護人の役割」に2回、「依頼者との関係の構築」に1回の授業が充てられている。

なお、エクスターンシップの実施に際し、事前及び事後講習として実務家教員により法曹倫理の導入部的教育を実施した。リーガル・クリニックセンター立ち上げの際の協定書及び内規を作成する中で弁護士倫理について討議し、教員の法曹倫理に対する認識を再確認したとされる¹¹⁷。

ウ 問題発見・解決能力等

問題発見・解決のためには、総合的分析能力、法情報調査能力、事実調査能力・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力等が必要であり、これらの能力は、各科目群の習得により、総合的に達成されるべき課題であるが、以下のような科目を配置することにより、それぞれの能力を個別的、実践的に涵養するように努めているとされる¹¹⁸。

具体的には次のようなものが挙げられている。

・「法情報論」，「インターネットと法」では、ネットを利用した法情報の収集・分析を行っている。また、学生は、(株)TKCの判例検索システムを利用することができるので、各科目の授業で与えられた課題の回答のために、日常的に同シス

¹¹⁶ 自己点検・評価報告書 42-43 頁。

¹¹⁷ 添付資料 4 「平成 16 年度年度計画の実績報告書（法務学府）」 10 頁。

¹¹⁸ 自己点検・評価報告書 43 頁。

テムを利用し、法情報調査能力を自己のものとする。

・「リーガルライティング」では、実務家教員により、内容証明、訴状、準備書面等の法文書作成能力の涵養が図られている。3名の担当教員が、文書作成のための資料を収集・意見交換して、実践に即した課題を与え、講評している。

・「エクスターンシップⅠ，Ⅱ」では、法律事務所、企業法務、行政機関（自治体）に学生を派遣し、法律相談への参加、準備書面、契約文書等の法律文書等の起案、条例案等の行政に関わる文書の起案等に関与させている。このような場で実践的な訓練を受けることにより、上記各能力の充実・発展が図られている。本科目で法律事務所を選択した学生の成績評価は指導担当弁護士が行うが、総合判定とは別に、文書作成能力、法情報調査能力、コミュニケーション能力についての採点が実施されている。

・「展開先端科目群」，「法律実務展開科目群」は、法曹としての使命の涵養と併せて、問題解決能力等の具体的スキルを教授する科目でもある。現代型訴訟や大型訴訟等の弁護士活動の詳細を紹介することにより、事実調査、法情報の整理、法理論の構築、その上での裁判所に対する説得的な活動の必要性を理解させることができる。

・「展開先端科目群」の中に「International Litigation」等の9科目の英語の授業を用意し、国際間の法律問題を処理できる資質を涵養し、そのためのスキルを身につけるようにしている。各国の有力大学法学部やロースクールとの間で締結された交流協定を活かし、単位互換を初めとする国際的な教育環境の整備も進行中である。

・「ロイヤリング・法交渉」，「リーガル・クリニックⅠ」，「模擬裁判」は、上記各能力の充実・発展のための総仕上げを行うものとされるが、3年次配当科目であり、本年度後期に初めて開講される。

このうち、「ロイヤリング・法交渉」は、実務家教員と研究者教員の共同による授業であり、実務家教員による実践的なロイヤリングを教授するにとどまらず、研究者教員により目指すべき法律実務の観点から、実務の実情への批判的な視点を導入し、学生の「創造的・批判的検討能力」の涵養に努める予定とされる。

「リーガル・クリニックⅠ」は、集中講義形式の授業であるが、本法科大学院と連携協定を締結した弁護士法人九州リーガル・クリニック法律事務所における

実務教育として実施される。同弁護士法人は、実質的には本法科大学院のために設立されたものであり、社員弁護士は本法科大学院の専任の実務家教員である。現在の所属弁護士は社員弁護士1名の他に4名であり、後者はいずれも本法科大学院の専任の研究者教員である。同法律事務所は、リーガル・クリニックの実施という教育目的と研究者教員の実務への参加による理論と実務の架橋を支える役割を担っている。所属弁護士らは兼業という制約はあるが、個別具体的な事件を通して実務法曹として社会貢献を実践するとともに、上記の教育目的等を果たすべく努力をしている。本科目では、実務家教員と研究者教員が、学生に個別具体的な生きた事件を提供し、事件の進行に応じて、実務面、理論面から上記各能力を最大限引き出すように、個別的な指導をしていくとされている。

「模擬裁判」は、上記各能力の向上を補完し、これらの達成状況等を確認する機会でもあると位置づけられ、民事訴訟法の研究者教員、裁判官、弁護士、法情報論・企業法務の各実務家教員が関与して実施される予定である。本年度は、実務家教員が担当した具体的な事件を素材にした手付金返還請求事件を取り上げ、学生を原告訴訟代理人役、被告訴訟代理人役、裁判官役、原告・被告・証人役に分け、原告、被告の言い分を記載した書面を双方の代理人に渡して、訴状、答弁書等の書面を作成させ、準備手続等を経て、口頭弁論期日に証人尋問等を実施し、判決を出させ、講評を行う予定である。これら一連の手続の間、上記各担当教員が、それぞれのパートに関与して、適切な指導を行うことにより、上記の各能力の発展を確認しつつ、より実践的で内容の深い模擬裁判にしていく予定である。なお、上記各能力の水準については、新司法試験による新たな司法修習の期間が1年となり、前期修習が廃止されることから、現行司法修習の前期修習を終了した時点で要求される程度の能力の確保を目指しているとされる¹¹⁹。

上記の各科目の平成16年度前後期、17年度前期の履修登録者数は、「法情報論」187名（必修）、「インターネットと法」36名、「リーガルライティング」96名（必修）、「エクスターンシップⅠ」48名、「エクスターンシップⅡ」48名、「倒産処理法」15名である¹²⁰。「International Litigation」等の英語の授業は希望者がな

¹¹⁹ 自己点検・評価報告書 43-45 頁。

¹²⁰ 添付資料 11-2 「平成 16 年度前後期、17 年度前期の科目別クラス数及び履修登録者数」。

く開講されていない¹²¹。

エクスターンシップは法律事務所 30、企業 12、自治体 6 カ所の受入先で実施され、このうち企業法務・行政研修者については、業務内容と感想を報告する集合研修が開催されている¹²²。

また、エクスターンシップ受講者に対し、ビジネスマナー研修を実施している¹²³。

リーガル・クリニックは後記のとおり、3年後期という配当年次の問題から受講者がいない結果となっている。

2 当財団の評価

(1) 基本方針－養成目標とする法曹像と必要な資質・能力

「法曹に必要とされるマインドとスキル」とは、法曹として社会から期待される機能を効果的かつ適切に果たすために、法曹が備えておくべきマインドやスキルとして、各法科大学院が認識するものをいう。それが具体的に何であり、教育にどう展開できるかは、まさしく各法科大学院が探求し開発すべきテーマであり、各法科大学院の自主性に委ねられる。

当該法科大学院の掲げる上記目標とそのための資質・能力は、上記の評価基準に適合している。

(2) 実施状況－資質・能力の涵養の方策

① カリキュラム全体の配置

授業科目は法律基本科目、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群、法律実務展開科目群がおおむね適切に配置されており、上記目標達成に適合している。特に、法律実務展開科目群の開設科目が多彩に予定されていること、法律実務基礎科目 8 科目 13 単位をすべて必修とし、法律実務展開科目群 15 科目 28 単位のうち 10 単位以上を選択必修としたことは意欲的と評価できる。

ただ、国際取引法分野の授業が法律実務展開科目群の「契約実務」以外は英語の授業のみで、希望者がなく未開講となっている点について再検討の余地がある

¹²⁴。

¹²¹ 添付資料 4 「平成 16 年度年度計画の実績報告書（法務学府）」12 頁。

¹²² 添付資料 6 中の「エクスターンシップ受入先弁護士事務所、企業及び自治体」、資料 13-2 の新聞記事。

¹²³ 添付資料 7 中の「ビジネスマナー研修実施記録」。

¹²⁴ 現地調査における学生との意見交換。

② 法律実務科目群における取り組み

ア 法曹としての使命等

上記のとおり開設科目は多彩であり、現代における法曹の使命・責任が多面的な角度から教授されることが期待できるが、法曹の使命・責任は各科目の担当教員において目的意識的に認識され、授業科目内で位置づけられないと法理論や実務的知識・技術の修得のみに流れてしまいがちである。その点、教員のFD活動におけるこの分野での取り組みが重要となるが、展開先端科目群、法律実務展開科目群で今後開講される多数の科目を担う非常勤講師の実務家教員にこの点をどこまで徹底しうるかが課題であろう¹²⁵。

当財団実施の学生アンケートでは、刑事系の科目やエクスターンシップで法曹の使命を考えさせられたとの回答が多い。

イ 法曹倫理

法曹倫理科目は裁判官倫理1回、検察官倫理1回、弁護士倫理4回の授業を裁判官、検察官、弁護士の各実務家教員が担当する他、初回と最終回の授業で3者合同による「法化社会における法曹の役割」が配置されており、適切な工夫と考えられる。

弁護士倫理については、法曹倫理科目で4回の授業が充てられる他、必修の刑事弁護科目で3回の授業が充てられており、現代社会における弁護士に対するニーズにふさわしい配置と評価しうる。

また、エクスターンシップの際の導入部的講習の実施や受講者に対するビジネスマナー講習の実施も適切である。

ウ 問題発見・解決能力等

当財団が法律専門職能力の内容として掲げる7つのスキル〔①問題解決能力、②法的知識（基礎的法的知識、専門的法的知識、法情報調査）、③事実調査・事実認定能力、④法的分析・推論能力、⑤創造的・批判的検討能力、⑥法的議論・表現・説得能力、⑦コミュニケーション能力〕は、多彩に用意された上記の授業科目により修得しうるものとおおむね評価しうる。

当財団実施の学生アンケートによると、「口頭での議論・説得能力を養う機会」、「文書での説得能力を養う機会」についてそれぞれ双方向の授業やレポートを

¹²⁵ 現地調査におけるFD活動・授業についての意見交換。

挙げて肯定しているが、科目が一部に偏っている嫌いがある。

問題解決能力等の具体的スキルを教授する科目として期待されている「展開先端科目群」「法律実務展開科目群」はまだ開講科目が少なく、「ロイヤリング・法交渉」、「リーガル・クリニックⅠ」、「模擬裁判」等も今後の開講予定科目とされているため、これらの科目の履修と成果は未知数である。しかし、3年次の後期に設定されているリーガル・クリニックなどは、参加の意欲のある学生が司法試験対策のために参加を控えたと答えており¹²⁶、時期設定に再検討を要する。

エクスターンシップについては、参加者48名、内訳：法律事務所30、企業12、自治体6カ所で実施し、終了後の集合研修も実施しており、充実している。とりわけ、企業法務・行政研修者については大学側の努力で多数の実施先を確保し、特色ある研修をしていると評価できる¹²⁷。

3 多段階評価・合否判定

(1) 結論

B+

(2) 理由

①多彩で意欲的な授業科目の設置、②エクスターンシップの充実、③学生の評価も高いなどの点で積極的に評価できるが、他方、④展開先端科目等に未開講の科目が多く配当年次にさらに工夫が求められること、⑤教員間のFDが不十分であることなどの点でなお改善の余地がある。

4 改善提案・助言・参考意見その他コメント

(1) 自己点検・評価報告書では、以下の改善計画を検討中であるとしている。

- ① 教員間のマインド、スキルについての共通の理解が不十分であるので、さらに理解を深める必要がある。そのためにFDの回数・方法を改善する。
- ② 研究者教員・実務家教員間で、実践面・理論面に関して徹底した議論を行い、「理論と実務の架橋」に向けた努力を積み重ねる。研究者教員には、弁護士法

¹²⁶ 現地調査における学生との意見交換。

¹²⁷ 現地調査における臨床教育についての意見交換。

人九州リーガル・クリニック法律事務所での短期研修等で実務の状況を直接経験してもらおう。

- ③ それぞれの担当科目に応じて、マインド、スキルの教授方法をよりいっそう工夫する。そのために、今後も授業参観を進め、FDで教授方法についての意見交換をする。
 - ④ 配当年次をより合理的に改善する。
 - ⑤ 選択科目である法律実務展開科目群の受講者を確保し、未開講とならないよう工夫する。
- (2) 上記の改善計画はおおむね首肯しうるものといえる。

とりわけ、教員間のFD活動は、法科大学院が開校したばかりで教員間に法律実務家養成の理念とあり方についての認識が十分形成されていないため、重視して取り組む必要がある。非常勤の実務家教員に対しても、期待される役割が小さくないだけに、教育理念を十分意見交換して徹底する機会を確保することが重要である。

「展開先端科目群」、「法律実務展開科目群」は3年次配当とされたために受講者が少なくなっているが、これは新司法試験対策に未知数の部分があり、多数の学生が不安を抱いている現状ではやむを得ない面が強いとはいえ、配当年次についてはより柔軟に設定して選択の幅を広げる必要があろう。

9-1-1 成績評価（1）

（評価基準）厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。

1 当該法科大学院の現状

（1）確認事項

（a）自己点検・評価報告書には、まず、教授会およびFDを通じて、以下の事項が確認されていると記載されている。

「（1）各授業科目の修得単位の認定は、その授業担当者が行う。（2）成績評価にさいしては、試験、レポート、授業における発言、成績評価のためのプレゼンテーションなどを必要に応じて総合的に評価し、同時に、各学年における各科目の到達目標を勘案して、これを行う。（3）成績評価のランク分けについては、以下の規準に従い、A、B、C、Dの4段階評価とし、Dを不合格とする。

基準（評点）A：80点以上、B：70～79点、C：60～69点、D：60点未満

* なお、1年次必修科目の評価に際しては、当該科目の履修度についての評価を行う。そのさい、特に次年度以降に配された科目を履修できるに足る法的基礎体力を身につけたか否かにも着目して、将来展望的な判断を行う。

（4）成績の分布については、特に基準は設けない。」

（b）続いて、次のような特徴的な記載がある。

「担当教員は、一方で、厳格な成績評価を行い、他方で、学生が、できるだけA評価を取得できるように、履修指導や学修評価を行うことが、その大前提となっている。」

（2）学生への周知

学生に対しては、学生便覧に記載するほか、入学後の説明会で、「成績評価と進級条件について」¹²⁸と題する文書を配布した上で、教務委員長が、丁寧な説明を行い、かつ、質疑応答の機会を設けているとのことである¹²⁹。

¹²⁸ 添付資料 12-1「成績評価と進級条件について」。

¹²⁹ 自己点検・評価報告書 47 頁。

(3) 自己評価および問題点

自己評価はBであり、その理由として、以下のような問題点があるとされている。

①成績評価基準の事前開示は、十分に行われているが、開示された成績評価基準の内容が、比較的抽象的であり、教員間で必ずしも完全に理解が共通化されているとは思われない。

②教授会やFDの欠席者がいる。

(4) 改善計画

改善計画については次のように記載されている。

「教授会やFDを通じて、成績評価基準の内容について、より一層、具体化を目指すとともに、教授会やFDの欠席者を減らしながら、その理解を共有化する必要がある。これまで、学期末ごとに、科目ごとの評点の分布を示した一覧表を作成して、それをもとにした具体的な議論を行ってきたが、そのような試みを、今後とも継続する必要がある。

また、非常勤講師や常勤ではあるものの教授会に出席しない者に対しても、成績評価基準の内容について、個別的または一般的に、周知化を徹底する必要がある。

さらに、同一科目について、複数の教員が個別のクラスでその授業を担当する場合には、複数教員間での連絡を密にして、成績評価基準の内容について、共通認識を有することができるように、より一層の努力を行う必要がある。

いずれにせよ、プロセスを通じたトータルな評価が正確に行われ、かつ、成績評価が厳格かつ公正に行われている、との学生の信頼を勝ち取ることができるよう、不断の努力を重ねる必要がある。」

2 当財団の評価

(1) 理念としての絶対評価

当財団は、単位取得者の水準確保（落とすべき学生を落とす）という視点から、CとDの区別は絶対評価が基本とされるべきであると考えている。

当該法科大学院の成績評価基準は、絶対評価の理念に忠実なものであるとみられるが、A、B、Cの区別についても絶対評価を行なうには、以下にみるよ

うに実施上の困難が伴うと考えられる。多くの法科大学院がこの部分については相対評価を採用しているのは、その難しさを考慮したものであろう。

(2) 実施上の困難

絶対評価においては、恣意的にならずかつ判断基準がぶれないためには、明確な到達目標ないし到達水準を確定し、個々の学生の学修到達度を測定し、教育効果を点検することが不可欠である。しかしながら、法科大学院教育は開始したばかりであり、新司法試験もまだ行われていない状況では、明確な到達目標ないし到達水準についての具体的イメージを持つこと自体が困難であるのが実情である。

自己点検・評価報告書で指摘されているように、評価を的確に実施するためには、少なくとも同一法科大学院の教員間での「理解の共通化」が不可欠である。そして、「教員間の理解の共通化」は、絶対評価を行おうとする場合には、相対評価の場合と比較して、より大きな労力を要すると考えられる。

この点、当該法科大学院においては、法科大学院長のリーダーシップの下で教授会やFDの機会を通じて、「教員間の理解の共通化」を目指して精力的な取り組みがなされていることがうかがえるが、法科大学院発足以来2年目の現在においては、なお試行錯誤の段階であるといわざるを得ない。

(3) 進級要件との関係

なお、当該法科大学院においては、「進級との関係でいえば、AとBとを中心に考えており、さらにいえば、ロースクールではAという成績が標準なのではないかと考えており」という理解があり¹³⁰、進級要件が「1学年次におけるAとBの合計数が、修了科目の3分の2に満たない場合」とされている¹³¹。

このような進級要件の設定は、どのようなレベルをC評価とするかの性格づけを困難にすることは否定できない。すなわち、C評価は、一応「合格」であり単位が認定されるにもかかわらず、進級との関係では到達目標ないし到達水準に達していないものと評価されているからである。

そして、このような曖昧さもまた「教員間の理解の共通化」を困難にする要因となっているのではないかと推測される。要するに、A、B、Cの評価基準

¹³⁰ 添付資料5中の「外部評価委員との意見交換会」記録。

¹³¹ 学生便覧10頁、添付資料12-1「成績評価と進級条件について」。

のイメージが、教員間に共通のものとして出来上がっていないのではなかろうか。

3 多段階評価・合否判定

(1) 結論

C

(2) 理由

2で述べたとおり、絶対評価の理念はチャレンジングな試みであるものの、実施面には大きな困難があるように思われる。特に、「学生が、できるだけA評価を取得できるように、履修指導や学修評価を行うことが」大前提になっていることと、C評価が落第点ではないがしかし大量のC評価を取ると進級できなくなるという性格からC評価を付けづらくなり、評価がAとBに集中する傾向がある。教員によってはほとんどA評価だけという場合もあり、結果的に厳格な成績評価は達成されていないし、また、教員間のばらつきも大きい。これは、成績評価システムに設計上の根本的欠陥があるのではなかろうか、との疑念を抱かせる。

4 改善提案・助言・参考意見その他コメント

2005年度の成績分布を分析し、共通の絶対評価の基準を明確にしたうえで、2004年度と比較して「教員間の理解の共通化」が進展したかどうか（あるいはそもそもそのような絶対評価基準の設定が可能かどうかも含め）を検証し、絶対評価を貫くか、相対評価の要素を導入するかを改めて検討すべきであろう。

9-1-2 成績評価（2）

（評価基準）成績評価が，成績評価基準に従い厳格に実施されていること。

1 当該法科大学院の現状

（1）多様なばらつき

自己点検・評価報告書には，以下のような記載がある。

「成績評価の分布は学生間で，多様なばらつきが見られる。」「充実した教育と学修の結果，厳格な成績評価に耐えた学生が少なからず見受けられた。」「成績評価のありかたとして，たとえば，受講者全員にAを付与した教員から，Aの割合が相対的に低い教員まで，多様なばらつきが見られた。」「同一科目を複数教員が担当する場合に，評語の数の偏差が見られた。」

（2）教員間の意思統一の必要性

また，「教授会やFDの機会に，担当科目・担当教員ごとの成績一覧表・評価分布表を配布した上で，全員が意見交換を行った」との記載がある一方で，「基準の作成の必要性」を感じ，「教員間の意思統一の必要性」を痛感するとの記載，また，同一科目を複数教員が担当する場合には，採点や評価に関する意思疎通の必要性と評価基準の平準化が必要になるとの記載がある¹³²。

（3）自己評定および改善計画

自己評定はBであり，改善の余地があるとしている。また，現在具体的な計画はないとしつつも，学生名を記名させ採点者が学生名を知る方式で行っている最終試験につき，匿名方式（試験ごとに受験番号を割り当てる方式）の可否をも検討しつつあるとしている。

2 当財団の評価

先に指摘したように，絶対評価においては，相対評価と比較して，より一層「教員間における成績評価基準の理解の共通化」の必要性が高まると考えられる。

具体的には，たとえば，成績評価の考慮要素としての「レポート」「授業における発言」等の位置づけは，担当教員によってさまざまである。この点は，絶対評

¹³² 自己点検・評価報告書 49 頁。

価の理念からはやむを得ないとも考えられるが、法科大学院全体として統一的な基準によって考慮要素の客観的な「総合的」評価がなされているとはいえないことは確かであろう。成績評価の厳格性を担保する方法として、考慮要素のウェイト付け（たとえば、試験の結果が60%、レポート20%、授業での討論への参加状況20%）等を予め定めておくことが考えられる¹³³。

そして、答案を検分した限りでは、「試験」の成績が振るわなかった学生について平常点によって調整しているような例もみられ、この場合には「厳格」な成績評価という要請を満たしていないのではないかとの疑問も生じるところである。

3 多段階評価・合否判定

(1) 結論

合

(2) 理由

法科大学院が発足してから2年足らずの段階では、統一的な成績評価基準に従って各担当教員が整然と成績評価を行うという段階に達することは困難であると考えられる。とりわけ、当該法科大学院は絶対評価の理念に忠実に制度設計をしているために、実施上の困難が大きく、なお試行錯誤の段階にとどまると認められる。

4 改善提案・助言・参考意見その他コメント

改善計画欄の記載から、問題の所在が十分意識されていることがうかがえるので、検討を続けられることを期待したい。

¹³³ 当財団の法科大学院評価基準（解説）関連規定集113頁。

9-1-3 成績評価（3）

（評価基準）成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1 当該法科大学院の現状

（1）「評価質問書制度」

自己点検・評価報告書には、成績評価に対する学生からの異議申立手続等については、以下のような「評価質問書」の制度を設け、学生と教員に周知徹底しているとの記載がなされている¹³⁴。

「これは、前期および後期の成績発表後に所定の期間を設け、その期間内に、学生が、法科大学院事務室に「評価質問書」を出すことができる制度¹³⁵である。この質問書には、科目、名宛人の教員名、質問事項等が明記され、受け取った教員は、所定の期間内に、法科大学院事務室に「回答書」を返さなければならない。いずれも、法科大学院事務室を通じた書面のやりとりであり、その記録は、厳重な管理の下で保管されている。」

また、以下のような説明が付加されている。

「なお、法科大学院の成績はプロセスを通じた評価ではあるが、学期末の試験問題については、受講学生全員が聴くことができる解説の機会を設けている教員も存在する。その場では、解答に関する個別的な質問の機会も、設けられている。」

（2）利用状況

「評価質問書」の制度を利用した学生の数と質問書数は、以下の通りであるとされている。

平成 16 年度前期，学生数 9 人，質問書数 14 通

平成 16 年度後期，学生数 10 人，質問書数 11 通

平成 17 年度前期，学生数 9 人，質問書数 14 通

（なお、質問書 1 通に、複数の質問が明記されている場合もある。）

¹³⁴ 自己点検・評価報告書 50 頁。

¹³⁵ 添付資料 12-3 「『評価質問書』の提出状況」。

(3) 自己評価および改善計画

以下のような理由で、自己評価はBとされている。

「現在、この制度は学生によって利用されており、これまで、特に学生から、この制度に対する異論や要望を聴いてはいない。これまで、すべて期間内に対応できている。」「ただ、利用学生が偏っている（特定の学生のみが利用している）傾向はあり、この制度自体、より利用しやすいものとする必要もあるように思われる。また、質問を受けた教員の対応もまちまちであり、今後、FD等の機会を利用して、標準化を行う必要性も感じる。さらに、回答書に対する再度の質問は、これまで存在しないが、場合によっては、一定の条件の下で、再度の質問を行う機会を与える必要が生じるかもしれない。」

改善計画としては、「より多くの学生のより自由なかたちの利用を促すべきか否かをも含め、教授会およびFD等で、意見交換を行うべきである」としている¹³⁶。

2 当財団の評価

(1) 担当教員による回答

当該法科大学院の「評価質問書」制度は、法科大学院事務室を通じた書面のやりとりによって、担当教員が学生からの質問に回答するものである。

このような基本的構造は、成績評価を担当教員の専権に委ねてきた大学における慣行に照らすと、当面はやむを得ないものと考えられる。

(2) 教員間の理解の共通化

自己点検・評価報告書には、対応を担当教員に委ねていることから生じている問題点についての記載がみられる。ここでも「教員間の理解の共通化」が必要であるが、それが困難であることが浮かび上がっている。

3 多段階評価・合否判定

(1) 結論

B

(2) 理由

¹³⁶ 自己点検・評価報告書 50-51 頁。

「評価質問書」制度が設けられ、学生による相当数の利用があることから、一応の要求水準は満たしていると認められる。しかしながら、教員全体あるいは同じ系統の教員の問題の共有がなく、担当教員のみが対応するという基本構造には、標準化が困難となりがちであるという問題点がある。

4 改善提案・助言・参考意見その他コメント

異議申立の対応者については、成績を評価した当の教員が行うのみならず、第三者の目がはいる途を残しておく方が、客観性の担保の点では望ましい¹³⁷と考えられる。

¹³⁷ 当財団の法科大学院評価基準（解説）参照。

9—2—1 修了認定（1）

（評価基準）修了認定基準，修了認定の体制・手続が適切に設定されていること，及び修了認定基準が適切に開示されていること。

1 当該法科大学院の現状

自己点検・評価報告書および同添付資料 12-4「修了認定に関する手続」によれば，修了の許否（法務博士の学位の認定）は，次のように行くとされている。

すなわち，

- ① 修了認定は，教授会で行う。
- ② 学生便覧の「4 修了要件と履修方法」に明記されている修了要件を充たしているかどうかを，事前に運営委員会が調査し，「修了予定者名簿」を作成する。
- ③ 所定の要件を充たさず，修了できない可能性がある学生に対しては，個別かつ事前に本人と連絡をとる。（なお，学期途中における履修指導等の実施は，当然行うことが前提となっている。）
- ④ 最終学年の学生でありながら，「修了予定者名簿」に登載されなかった学生は，「修了認定に関する質問書」を所定の期間内に，法科大学院事務室に提出することができる。その質問書に対して，運営委員会は，速やかに回答する。

そして，修了要件は，開示されており，また，説明会等を通じて，学生に周知徹底しているとの自己評価がされている¹³⁸。

2 当財団の評価

（1）「学生便覧」の「4 修了要件と履修方法」に定められた修了認定基準は適切に設定されており，かつまた，「学生便覧」において適切に開示されていると認めることができる¹³⁹。

（2）修了認定の体制・手続が適切に設定されているかについては，当該法科大学院における修了要件は，積み上げ方式による必要単位の修得であることから，修了認定は，実質その確認作業に他ならない。したがって，上記認定手続は，

¹³⁸ 自己点検・評価報告書 52 頁。

¹³⁹ 学生便覧 8－9 頁。

実際の運用という観点からすると、最低限必要な条件を満たしていると評価できる。

しかし、修了認定手続を定めた機関が運営委員会となっているが、修了認定そのものは運営委員会の上部機関である教授会となっている。修了認定の基本的枠組みを定める機関が、その細目の実施である修了認定についてその上部機関が権限を持つというのは権限の委譲の基本原則からみて違和感を感じず。修了認定手続の制定・改廃権も教授会がもつ、とすることで整合性が得られるのではなかろうか。

3 多段階評価・合否判定

(1) 結論

B

(2) 理由

当財団の評価に示したように、当該法科大学院における修了認定は、いわば機械的処理であり、修了認定基準は透明かつ単純であることから、上記の通り、若干の規定の不整備があるが、特に問題とすべきことはない。修了認定については、基本的には単位の積み上げ方式であり、格段に優れた工夫や特色があるものではないので、評価をBとした。

4 改善提案・助言・参考意見その他コメント

特になし。

第3 分野別の評価

各分野の各評価項目に関する評価を、分野別に総合した結果は以下のとおりである。

1 第1分野 法科大学院の運営と自己改革 B

本分野については、合計6つの評価基準について以下のとおり項目別に評価した。

| | | |
|---------|----------------|----|
| 1-1-1 | 基本方針の設定と周知徹底 | B+ |
| 1-2-1/2 | 自己改革/自己点検・評価活動 | B- |
| 1-3-1 | 情報公開 | B+ |
| 1-4-1 | 運営の独立性 | 合 |
| 1-4-2 | 約束の遵守 | B |
| 1-5-1 | 特徴の追求 | B+ |

設定された基本方針の内容は、九州地区における1学年100人を擁する法科大学院として特段の問題はない。基本方針がある程度総花的になり、特色を強く出せないのは九州地区を代表する100人校の当該法科大学院としてはやむを得ないであろう。基本方針は、司法制度改革審議会意見書の趣旨に忠実に沿ったものと言える。この基本方針にも拘わらず、当該法科大学院の特色は、思い切った少人数教育と自学自修の上に立つ未修1年次からの積極的な双方向授業の推進にある。当該法科大学院のHPも充実しており情報公開にも問題はない。運営の独立性については、人事の独立性について問題があったが、その後、法科大学院の人事に関しては、法学研究院教授会からの独立性を確保するための申し合わせができたとのことである。臨床教育についてはせつかくのリーガルクリニックが開講されていないという問題があるが、配当学期の修正によって改善されるであろう。エクスターンシップ等臨床教育については努力しており、学生数については少人数クラスの原則が実行されている。

奨学金については、独自の奨学金の創設を約束しているが、需要がないということと原資の開拓ができなかったことで未だ実現できていないことが多少問題と

なろう。

この分野の総合評価をBとする。

2 第4分野 教育内容・教育方法の改善への組織的取り組み C

本分野については、2つの評価基準について以下のとおり項目別に評価した。

4-1-1 FD活動 C+

4-1-2 学生による評価の活用 C-

当該法科大学院では、100名校という規模からくるのか、がっちりした規定にもとづく組織的・安定的な活動よりも、迅速性・柔軟性を尊重したアド・ホックな活動を得意とするように見える。そのために、外部からはFD活動をはじめとし、各種委員会のシステムティックな活動が見えにくいという難点がある。安定性と確実性と迅速性・柔軟性のバランスは難しいとは思いますが、活動としてはいささか後者に力点を置きすぎるのではないかと、という印象を持った。システムティックではないから記録も乏しい。また活動の濃淡の差も激しいように見えた。FD活動については実際にどの程度行われているのか、確信が持てなかった。

学生アンケートの回数が年1回というの少ない¹⁴⁰。また、その結果の公開と改善に向けてのフィードバックのシステムにも問題がある。学生アンケートの回収率の悪さも気になる。学生アンケートについては、匿名性を確保し、学生のアンケート回答を促進する工夫をし、学生の意見を適切な方法で開示し、これに対する対応を学生に伝える必要があろう。

以上から、この分野の評価をCとする。

3 第6分野 授業 B+

本分野については、合計5つの評価基準について以下のとおり項目別に評価した。

6-1-1 履修選択指導 B-

6-1-2 授業 B+

6-1-3 理論教育と実務教育の架橋 B+

¹⁴⁰ 前注71を参照のこと。

- 6-1-4 臨床教育 A
6-1-5 学生数 A

双方向・多方向の講義については、未修1年次のクラスを含めてかなりの程度努力していることが窺われる。双方向・多方向授業がかなりの程度に追求されているのは、当該法科大学院の特色である。他方、未修1年次の学生には、双方向・多方向の授業形式に不安を感じずる向きもあった。知識を伝授するには効率が悪い双方向・多方向授業と考える力やコミュニケーション能力を養うに効果の高い双方向・多方向をどのように工夫するか、各法科大学院が悩んでいるところである。いずれにしても、参観した授業における双方向・多方向授業は極めて質の高いものが多かった。

年次をまたがったチューター制は注目に値する。

理論と実務の架橋の教育と臨床教育は、たいへんに意欲的である。配置学期に問題があったが、これは容易に解決がつく問題であろう。

少人数教育については文句なく出色の努力がなされている。

以上、総合してこの分野の評価をB+とする。

4 第7分野 法曹として必要な資質・能力の養成 B+

本分野については、次の評価基準について以下のとおり評価した。

7-1-1 法曹として必要な資質・能力の養成 B+

法曹としての必要な資質・能力の養成については、いろいろな試みがなされているところは評価してもよい。ただし、本文に指摘したような問題点もある。問題点については本質的なものではないものが多いので、今後の改善に大いに期待したい。この分野の評価はB+である。

5 第9分野 成績評価・修了認定 B

本分野については、評価の対象となった評価基準は、修了認定の実施にかかわる項目を除いた次の4つであり、以下の通り項目別に評価した。

9-1-1 成績評価基準の設定・公開 C

| | | |
|-------|--------------------|---|
| 9-1-2 | 成績評価の実施 | 合 |
| 9-1-3 | 成績評価についての異議申立手続 | B |
| 9-2-1 | 修了認定基準・体制・手続の設定と公開 | B |

厳格な成績評価についてはどこの法科大学院も苦勞しているが、当該法科大学院ではすべて絶対評価というところが特徴でもあり、欠点でもある。絶対評価は基準がはっきりすることが前提であるが、当該法科大学院では、明確な基準が設定されそれが教員全員に共有されているかというところとそうとは言えない状況にある。そのためか成績評価にばらつきがあり、AB評価に評価が集中していて、科目間のばらつきもある。また、ほとんどA評価という科目もいくつかある。明確な基準がたてにくいことから、多くの法科大学院ではF評価以外では、各評価の割合をさだめて相対評価としているところが多い。当該法科大学院の絶対評価が制度として成功しているとはとても言える状況にはなく、絶対評価を続けるならそのシステムについてさらに十分な検討と改善が必要であろう。他の点については、とくに大きな問題もないが、取り立てて評価すべき点もない。以上によりこの分野の評価をBとする。